

令和7年度

**小金井市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書**

（評価対象：令和6年度事業）

小金井市教育委員会

はじめに

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の中で「教育委員会は、毎年、教育委員会における活動状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と定められています。また、同条第2項では、「点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図るもの」とされているところです。

小金井市教育委員会では、教育目標及び基本方針の実現に向け、「第3次明日の小金井教育プラン」で定めた主要事業23事業及び「第4次小金井市生涯学習推進計画」で定めた施策の柱11施策について「点検及び評価表」を作成することとしています。

令和7年度（令和6年度事業評価）については、3人の学識経験者からいただいた貴重なご意見を踏まえ、以下のとおり評価報告書を作成しました。

小金井市教育委員会

目 次

小金井市教育委員会の教育目標	1
小金井市教育委員会の基本方針	2
令和6年度教育施策	3
教育目標・基本方針・各計画・教育施策の関係	9
令和7年度 点検及び評価対象事業	10
令和7年度 評価基準	11
点検及び評価表（学校教育）	12
1 概要	12
2 評価結果総括	12
3 評価表	13
点検及び評価表（生涯学習）	39
1 概要	39
2 評価結果総括	39
3 評価表	40
令和7年度 点検及び評価に係る学識経験者の意見	54
参考資料	59
1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
2 小金井市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施に関する要綱	
3 令和6年度教育委員会運営状況	
4 令和6年度小金井市立小・中学校 学校行事・連合行事等日程表	

小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、令和6年第1回小金井市教育委員会定例会において、以下の教育目標を報告しています。

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきものである。

また、教育には、一人一人の子供が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

小金井市教育委員会は、このような考え方に立って、「いかそうみどり 増やそう 笑顔 つなごう人の輪 小金井市」の実現を目指し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

小金井市教育委員会は、一人一人の子供が未来を創造する当事者として、活発な好奇心をもち、創造的な課題発見・解決力を身に付けるとともに、健康で人間性豊かに成長することを願い

- 自他の人権や多様な文化を尊重し、寛容で思いやりのある人
- 自ら学び協働して問題を解決していく、創造力豊かな人
- 地域社会の一員として、社会貢献できる人
- 健康の大切さを理解し、心身ともにたくましく生きる人

の育成に向けた学校教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、個性が生かされ、より豊かな生活を営めるよう

- 自らを高める学習の機会の創出
- 学び合いの場、多様な交流の場の創出

が提供できるよう生涯学習を推進する。

そして、この学校教育と生涯学習の充実に向けて、家庭・学校及び地域が相互に連携・協力できる教育を推進する。

教育スローガン

本市では、教育スローガンとして以下を掲げています。

笑顔いっぱい、わくわくいっぱい

「笑顔」いっぱいのところには、一人一人を大切に作る空気があります。

「わくわく」いっぱいのところには、一人一人が生きる真の学びがあります。

一人一人のその人らしさが、最大限生きる教育環境を整えます。

基本方針

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められている。

このため、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長

子供たち一人一人が、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育み、持続可能な社会の創り手となることが求められている。

このため、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

子供たちには、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が求められている。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

市民一人一人が、生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められている。

このため、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

令和6年度教育施策

小金井市教育委員会では、「教育目標」及び「基本方針」を実現するための「第3次明日の小金井教育プラン」、「第4次生涯学習推進計画」に基づき、総合的に教育施策を推進するため、令和6年度の教育施策を次のとおり定めました。

1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

(1) 人権教育の推進

ア 人権教育に係る教員研修の実施

- (ア) 人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して相互に尊重し合い共存できる平和で豊かな社会を実現するため、全教員が「小金井市子どもの権利に関する条例」及び「小金井市男女平等基本条例」を理解し、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制を構築する。
- (イ) 児童・生徒の「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を推進するため、すべての教員の人権感覚を磨き、人権課題についての理解と認識を深める教員研修を実施する。

イ いじめ防止対策推進条例の周知と運用

- (ア) 「小金井市いじめ防止対策推進条例」に基づき、小金井市及び学校が「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめはどこの学校にも起こりうるという認識の下、学校と家庭、地域社会が連携し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させる。
- (イ) 誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進する。

(2) 思いやりや公共心の育成

ア いじめ・不登校に関する対策

- (ア) 児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、魅力ある学校づくりを進めるとともに教員の資質向上を図る。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能の向上を図る。
- (イ) 不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう多様な学びの場を提供し、校内外の支援体制の強化を図る。また、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。

イ 体験活動・ボランティア活動の充実

- (ア) 協力して役割を果たす大切さを考える集団宿泊活動、社会の一員である自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考えるボランティア活動、自然や動植物を愛し大切に作る心を育てる森林体験等の自然体験活動の充実を図る。小金井市気候非常事態宣言を受けての取組「ハチドリプロジェクト」において、

児童・生徒が自分にできることを考え実践する、児童・生徒主体の取組を推進する。

- (イ) 幅広い年齢層の人々と接しながら、地域社会に対する愛着を高めるとともに、社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の道徳性を養う上で有効な体験活動の充実を図る。
- (ロ) 児童・生徒の豊かな学びの実現のために、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施を支援する。

ウ 道徳教育の充実

- (ア) 思いやりの心や公共心を着実に育むため、児童・生徒一人一人が道徳的価値について、考え、議論する道徳授業を展開できるよう指導・助言する。
- (イ) 学校・保護者・地域社会が一体となって取り組む道徳教育に資するため、道徳の授業を公開する道徳授業地区公開講座の充実を図る。

2 「個性」と「創造力」の伸長

(1) 個性と創造力を伸ばす教育の推進

ア その子らしさを伸ばす教育の推進

- (ア) 児童・生徒の表現力を高めるために、まず教員が児童・生徒の声に耳を傾け、しっかりと聴き、児童・生徒が自分の考えを安心して伝えることができる教育活動を展開する。
- (イ) 学校の枠をこえて、児童・生徒が自分の考えや意見を表明する機会の充実を図る。

イ 読書活動・表現活動の充実

- (ア) 学校図書館について、児童・生徒の自主的・協働的な学習活動を支援し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を担う「学習センター」としての活用を推進する。
- (イ) 学校図書館支援員を全校に配置し、各学校における朝読書や読書週間、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等の活動の充実を図るとともに、読書感想文コンクールを実施する。

ウ 国際社会を生きるための語学指導の充実

- (ア) 児童・生徒が外国語に触れる機会を充実させ、外国語を用いて主体的に自信をもって楽しくコミュニケーションしようとする授業を実現するため、小・中学校に外国語指導助手（ＡＬＴ）を配置する。
- (イ) 帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒が、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるよう、日本語の指導が必要な児童・生徒に対して日本語指導員を派遣する。

エ 個性や創造力を育むための文化的行事の充実

- (ア) 児童・生徒が自他のよさを見つけ合い、自己の成長を振り返ってよさを伸ばそうとする向上意欲につなげるため「連合作品展」「連合音楽会」を開催する。
- (イ) 児童・生徒の豊かな感性・情操を育てるため、より質の高い芸術に触れる機会として「オーケストラ鑑賞教室」「合唱鑑賞教室」等を開催する。

(2) 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実

ア (仮称) 教育支援センターの設置

- (ア) 幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて、切れ目のない支援として「一人一人の子どもその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を展開する。
- (イ) 多様化・複雑化している児童・生徒が抱える不安や悩みの解決に向け、学校内の相談体制を充実させるとともに、教育相談等の総合窓口としての(仮称)教育支援センターの設置に向け、市の相談業務を集約、整備し、他の相談機関との連携強化を図る。

イ 特別支援教育の推進

- (ア) 「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」の理解促進を図り、学校において「すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック」を活用した授業の実施を推進する。
- (イ) すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応を図るため特別支援教育研修会を充実する。
- (ウ) 児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた合理的配慮について検討し、適切な指導を実施するため、巡回相談、校内委員会の充実を図る。

3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

(1) 確かな学力の確立

ア 個を伸ばす授業改善と学力向上

- (ア) 教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させるため、全教員が授業を公開し、学習指導案や教材等の市内教員間での共有化を図る。
- (イ) 「主体的・対話的で深い学び」を目指し、対話のある授業や探究的な授業を展開し、児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進するために、日々の授業を振り返り、授業改善推進プランを改定する。

イ 未来を創る力を育むICT活用の推進

- (ア) ICT機器を日常的に授業で活用し、児童・生徒の認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた「個別最適な学び」を実現するとともに、他者と協働して学びを深める「協働的な学び」との一体的な充実を図る。
- (イ) ICT機器を効果的に活用することで、児童・生徒に必要な知識を効率的に習得させ、課題発見・解決学習や体験学習の充実を図る。
- (ウ) デジタル社会に必要な能力を身に付け、デジタル社会をよりよく生きる力を養う「デジタル・シティズンシップ教育」の推進を図る。
- (エ) 「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック(文部科学省)」を基に、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮する。

(2) 健康・食育の推進

ア 体育・健康・安全教育の充実

- (ア) 体力向上に取り組み、児童・生徒が主体的に運動やスポーツに親しむ態度を育てる。
- (イ) 「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた重点的な指導を通して、児童・生徒の体力向上を図る。
- (ウ) 自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うため、安全教育に加え、家庭・地域・医師会・関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室、生命（いのち）の安全教育の実施を推進する。
- (エ) 部活動の維持・充実のために地域人材の活用等を計画的に進め、「部活動指導員」「部活動外部指導員」を配置する。

イ 食育の推進

- (ア) 食育を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける。健全な食生活を実践できる児童・生徒を育てるため、食育リーダーを中心として学校教育活動全体を通じた食育の組織的・計画的な推進を図る。
- (イ) 食育リーフレットを配布し、家庭における食生活の大切さの理解向上を図る。
- (ウ) 給食では、地場野菜を活用した共通献立を提供する。

ウ 給食関連整備

学校給食調理の民間委託によって生み出された財源を活用し、給食施設の充実を図るとともに、労働衛生環境改善のため、計画的に空調設備を設置する。

(3) 信頼される学校づくりの推進

ア コミュニティ・スクールの推進

- (ア) 学校運営協議会を中心に、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力を推進し、社会に開かれた教育課程を実現する。
- (イ) 地域学校協働本部とともに教育活動を支援する人材の確保に努め、児童・生徒の放課後の充実を図り、地域全体で児童・生徒を育てていく環境を構築する。
- (ウ) 学校の教育活動を積極的に保護者や地域に公開・発信するとともに、学校評価の結果に基づいた学校運営の改善及び結果の公表を図り、透明性の高い学校運営の推進を図る。

イ 学校施設の充実

学校施設における安全・安心の確保、教育環境・生活環境の向上、避難所としての防災機能強化、地域連携の場としての施設整備を図るため、学校施設の維持管理及び老朽化対策を適切に実施するとともに、増改築を計画的に進める。

ウ 通学路の安全確保

- (ア) 児童・生徒の登下校時の安全を確保するため行政・警察・学校・PTA等による学区内の危険個所の点検を実施する。
- (イ) 「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」について、児童・生徒へのより一層の理解・啓発を図る。
- (ウ) 行政・警察・学校・PTAと連携し学区内の危険個所の点検等を実施す

る。

エ 学区域の見直し

児童数の増加が予想されるため、地域と市立学校との結びつきを維持しながらも、指定校変更に関して柔軟な対応を図る。

オ 豊かな放課後の居場所づくり

(ア) すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、学童保育と放課後子ども教室の在り方、充実した活動場所の提供について検討する。

(イ) コミュニティ・スクールにおける放課後子ども教室のビジョンを構築し、学校の教育内容と系統性のある放課後の過ごし方について研究する。

(4) 教員の研修と働き方改革

ア 校内研修と教員の研修の充実

(ア) すべての教員が今日的な教育課題に対応するため、教職経験や職層に応じた教員の実践的指導力及び必要とされる能力を高める研究・研修の充実を図る。

(イ) 児童・生徒がＩＣＴ機器を有効活用し、一人一人の認知の特性や習熟の程度に応じた授業が実践できるよう、大学等と連携した最新かつ実践的な研究の充実を図る。

イ 教員の働き方改革

(ア) 出退勤システムを活用して勤務時間の見える化を図り、在校時間の適切な把握と意識改革の推進を図る。

(イ) 中学校部活動指導員等を派遣し、中学校での部活動指導のアウトソーシングを推進する。

4 「生涯学習」と「文化・スポーツの振興」

(1) 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

ア 0歳から始まる生涯学習

乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や体験機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」の支援に努める。

イ 人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～

子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合えるよう「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館・公民館・スポーツ施設等で各種施策の充実に取り組むとともに、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。

ウ 共生社会における生涯学習の推進

誰もが自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流活動の推進を図るとともに、障がいの有無、年齢、性、国籍などに関わりなく、互いに理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や教室、交流機会の充実を図る。

エ 「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進

誰もが、いつでも、どこからでも安心して学習に参加できるよう、ＩＣＴを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、学習の場の充実を図る。

(2) 地域と共につくる生涯学習

ア 学校・地域が連携した生涯学習活動の推進

市内の全公立小中学校において「コミュニティ・スクール」制度の導入とともに「地域学校協働活動」に取り組み、子どもたちの放課後の居場所づくりの充実に向け、学校と地域が連携した生涯学習活動の推進を図る。

イ 学びの継続と成果の活用の推進

市民が学習の成果を活かし、また身近な人や地域のために還元できるよう、学習成果の発表や活用機会の充実を図る。

ウ 地域団体や学校との連携による学びの推進

社会教育関係団体、スポーツ団体及び大学やＮＰＯ法人など、地域の豊かな活動主体の活動を支援するとともに、連携を通じて市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図る。

エ 郷土の歴史や芸術・文化に親しむ機会の充実

史跡や文化財及び郷土芸能をはじめとした数多くの郷土資源を活用し、伝統文化や芸能の継承をはじめ、郷土文化に親しむ機会づくりの充実に努める。

(3) 生涯学習のネットワークづくり

ア 支援者の人材育成とコーディネート機能の充実

地域で生涯学習活動を支える地域人材の育成を図るとともに、活動をけん引するリーダーの育成に努める。また、施設の相互利用など、近隣市との交流・連携や、友好都市との文化交流など、市外との広域連携の推進を図る。

イ 社会教育施設等の活用の推進

図書館や公民館、スポーツ・レクリエーション施設などの既存の社会教育施設等の有効活用を図り、施設・設備の適切な維持管理、整備充実に努める。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。

ウ 情報発信・相談体制の充実

生涯学習に関する必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法の工夫と充実を図る。また、市民や団体の、様々な学習や生活上の不安・悩みの解決に向けて、気軽に相談できる体制づくりを推進する。

教育目標・基本方針・各計画・教育施策の関係

○理想的な原理・原則

小金井市教育委員会の
教育目標・基本方針

○中期的な計画

「第3次明日の小金井教育プラン」(学校教育)
「第4次小金井市生涯学習推進計画」(生涯学習)

○当該年度の短期的な計画
(毎年度策定)

教育施策・主要事業

小金井市教育委員会が目指す教育の実現

小金井市教育委員会は、「教育目標」及び「基本方針」の実現に向け「第3次明日の小金井教育プラン」と「第4次小金井市生涯学習推進計画」を策定しています。

これらの中期的な計画に基づき、当該年度に実施する「教育施策」及び「主要事業」を明確化することができますようにします。

これらの「教育施策」及び「主要事業」等を推進していくことで、小金井市教育委員会が目指す教育を実現していきます。

令和7年度 点検及び評価対象事業（令和6年度実施事業）

【学校教育】				教育委員会の取組	点検及び評価対象項目名	担当
小金井市教育委員会 基本方針1・2・3	小金井市教育委員会の教育目標	基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成	施策1 人権教育の推進	1	人権教育に係る教員研修の実施	指導室
				2	いじめ防止対策推進条例の周知と運用	指導室
			施策2 思いやりや公共心の育成	3	いじめ・不登校に関する対策	指導室
				4	体験活動・ボランティア活動の充実	指導室
				5	道徳教育の充実	指導室
			施策3 個性と創造力を伸ばす教育の推進	6	その子らしさを伸ばす教育の推進	指導室
				7	読書活動・表現活動の充実	指導室
				8	国際社会を生きるための語学指導の充実	指導室
				9	個性や創造力を育むための文化的行事の充実	指導室
			施策4 特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実	10	（仮称）教育支援センターの設置	学務課・指導室
		11		特別支援教育の推進	学務課・指導室	
		施策5 確かな学力の確立	12	個を伸ばす授業改善と学力向上	指導室	
			13	未来を創る力を育むICT活用の推進	学務課・指導室	
		施策6 健康・食育の推進	14	体育・健康・安全教育の充実	指導室	
			15	食育の推進	学務課・指導室	
			16	給食関連整備	庶務課・学務課	
		施策7 信頼される学校づくりの推進	17	コミュニティ・スクールの推進	指導室	
			18	学校施設の充実	庶務課・学務課	
			19	通学路の安全確保	学務課・指導室	
			20	学区の見直し	学務課	
			21	豊かな放課後の居場所づくり	指導室	
		施策8 教員の研修と働き方改革	22	校内研修と教員の研修の充実	指導室	
			23	教員の働き方改革	学務課・指導室	
【生涯学習】				施策	点検及び評価対象項目名	担当
小金井市教育委員会 基本方針4	小金井市教育委員会の教育目標	第4次小金井市生涯学習推進計画（R3～R7） 基本理念 「さあ、動き出そう！人生100年時代」	施策の方向性1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり	1-1	0歳から始まる生涯学習	生涯学習課・図書館・公民館
				1-2	人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進～子どもから高齢者まで～	生涯学習課・図書館・公民館
				1-3	共生社会における生涯学習の推進	生涯学習課・図書館・公民館
				1-4	「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進	図書館・公民館
			施策の方向性2 地域と共につくる生涯学習	2-1	学校・地域が連携した生涯学習活動の推進	生涯学習課
				2-2	学びの継続と成果の活用の推進	生涯学習課・公民館
				2-3	地域団体や学校との連携による学びの推進	生涯学習課・図書館・公民館
				2-4	郷土の歴史や芸術・文化に親しむ機会の充実	生涯学習課
			施策の方向性3 生涯学習のネットワークづくり	3-1	支援者の人材育成とコーディネート機能の充実	生涯学習課・図書館・公民館
				3-2	社会教育施設等の活用の推進	生涯学習課・図書館・公民館
				3-3	情報発信・相談体制の充実	生涯学習課・図書館・公民館

令和7年度 評価基準

令和7年度（令和6年度事業）の点検評価を実施するに当たり、評価指標は以下のとおりとします。

評価	評価基準	今後の事業展開（目安）
A	当該年度目標を達成している。	「拡充」又は 「継続（現状維持）」
B	当該年度目標を概ね達成している。	「継続（現状維持）」又は 「見直し（手法等）」
C	当該年度目標を達成したとはいえず、改善する必要がある。	「見直し（手法等）」
D	当該年度目標を達成することができていない。又は事業に着手できていない。	「廃止（縮小）」

点検及び評価表【学校教育】

1 概要

学校教育では、第3次明日の小金井教育プランの8つの施策における全23事業の主要事業を評価対象とした。

令和6年度は、全体で A 評価が15事業、B 評価が8事業、C 及び D 評価はなく、全事業において目標達成に向けた取組を推進できた年度と言える。

主要事業4「体験活動・ボランティア活動の充実」において、集団宿泊活動の見直しによる森林体験活動の充実、主要事業8「国際社会を生きるための語学指導の充実」において、小学校5年生を対象に体験型英語学習施設での英語体験学習を全校実施する等、体験学習を重視した取組を行った。

主要事業10「（仮称）教育支援センターの設置」について、昨年度は、就学相談及び不登校対策における関係部署の更なる連携強化を課題として B 評価としたが、今年度は、連携体制の構築に向けて新たに「読み書き困難等支援員」を配置し学習支援の強化を図ったことから、一定の前進が見られたとして A 評価とした。

主要事業18「学校施設の充実」においては、学級数増に伴う普通教室確保のための既存校舎等改修工事やエアコン設置、トイレ改修工事による洋式化率の引き上げ、保守期限を迎えたエアコンの更新、校舎建替えや増築に関する基本設計等の着手・実施を行い、昨年度に引き続き必要な環境整備を図った。

社会が激変し、学校をとりまく状況も大きく変化している中で、今後はより子供たちが主体性を持って、対話をしながら自分の考えを深めていくため、小・中学校、関係機関等と連携し、更なる施策及び事業の推進に取り組んでいくこととする。

2 総括表

	A	B	C	D
1 人権教育に係る教員研修の実施	○			
2 いじめ防止対策推進条例の周知と運用		○		
3 いじめ・不登校に関する対策		○		
4 体験活動・ボランティア活動の充実		○		
5 道徳教育の充実	○			
6 その子らしさを伸ばす教育の推進	○			
7 読書活動・表現活動の充実	○			
8 国際社会を生きるための語学指導の充実	○			
9 個性や創造力を育むための文化的行事の充実	○			
10 （仮称）教育支援センターの設置	○			
11 特別支援教育の推進	○			
12 個を伸ばす授業改善と学力向上	○			
13 未来を創る力を育む ICT 活用の推進		○		
14 体育・健康・安全教育の充実	○			
15 食育の推進		○		
16 給食関連整備	○			
17 コミュニティ・スクールの推進	○			
18 学校施設の充実	○			
19 通学路の安全確保	○			
20 学区域の見直し		○		
21 豊かな放課後の居場所づくり		○		
22 校内研修と教員の研修の充実	○			
23 教員の働き方改革		○		
合計（事業）	15	8	0	0

評価表【学校教育】

基本方針１ 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

今の子供たちが成人して社会で活躍する頃には、我が国は厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されている。このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことが求められ、どのように社会と関わりよりよい人生を送るかは、すべての子供たちが一人一人の人権の大切さを正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが必要である。

学びを人生や社会に生かすためには、人権教育及び心の教育を充実させ、自他を大切にし、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

《基本方針１の指標》

		計画策定時 (令和元年度)		目標値
		小金井市	東京都平均	
将来の夢や目標をもっていると回答した小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	82.6%	82.6%	東京都平均以上 ただし、前年度を下回らないこと
	中	65.3%	68.6%	
人の役に立つ人間になりたいと思う小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	96.0%	94.3%	
	中	92.9%	92.7%	
学校に行くのが楽しいと思う小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	85.6%	84.7%	
	中	75.4%	80.6%	

《現状値》

		令和6年度		前年度 (令和5年度)
		小金井市	東京都平均	小金井市
将来の夢や目標をもっていると回答した小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	80.5%	80.7%	79.4%
	中	61.4%	64.4%	57.7%
人の役に立つ人間になりたいと思う小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	95.5%	94.9%	96.1%
	中	94.6%	93.9%	92.3%
学校に行くのが楽しいと思う小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	83.4%	84.3%	87.1%
	中	84.5%	83.0%	84.4%

施 策 1	人権教育の推進
主要事業1	人権教育に係る教員研修の実施 【担当：指導室】
事業の説明	
自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、相互に尊重し合うこと、相互に共存できる平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが何より重要である。 また、児童・生徒誰もがもっている「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切である。これを実現するためには、まず、教員一人一人が「小金井市子どもの権利に関する条例」をしっかりと理解し、人権尊重の視点に立った研修を実施するとともに、組織的な指導体制を確立する。	

令和6年度の目標【Plan】			
人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して相互に尊重し合い共存できる平和で豊かな社会を実現するため、全教員が「小金井市子どもの権利に関する条例」を理解し、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制を推進する。 また、児童・生徒の「よりよく生きたい」という意欲や願いを教員が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を推進するため、すべての教員の人権感覚を磨き、人権課題についての理解と認識を深める教員研修の充実を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
学校訪問では、「小金井市子どもの権利に関する条例」を資料として提示し、教員への周知・徹底を図った。また、校長会において「小金井市子どもの権利に関する条例」に関する研修を各学校で実施するよう指導を行った。人権教育推進委員会では、各校の人権教育推進委員に対して、人権教育プログラムを基に人権教育の基本的な考え方、教育活動全体を通じた組織的・計画的な人権教育推進体制の推進について指導した。夏季教員研修では、主に中堅教諭を対象としたジェンダーバイアスに関する研修を実施した。また、職層毎に研修へ参加させ、近隣地区で開催した人権尊重教育推進校発表会には各校の人権教育推進委員が参加した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 人権教育は教育活動全体を通して行うものであり、全ての教育活動の基本であることを、各学校に対し繰り返し指導し、人権課題についての理解と認識を深める研修を計画的に実施できたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も、引き続き、「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知・徹底を図るとともに、職層毎の人権教育に関する研修を充実させていく。

施 策 1	人権教育の推進
主要事業2	いじめ防止対策推進条例の周知と運用 【担当：指導室】
事業の説明	
いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、心に深い傷を残すものである。 いじめは、どここの学校でも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決を図る。また、学校と家庭、地域社会が連携し、条例の趣旨を理解し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させる。さらに、子供の権利を保障し、すべての子供が生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指すとともに、誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進する。	

令和6年度の目標【Plan】			
「小金井市いじめ防止対策推進条例」に基づき、小金井市及び学校が「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめはどここの学校にも起こりうるという認識の下、学校と家庭、地域社会が連携し、いじめをしない・見逃さないことを児童・生徒の心に浸透させる。 また、誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保される男女平等社会の実現を目指した教育を推進する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
条例策定時からの状況の変化等を踏まえ、「小金井市いじめ防止基本方針」の改訂を行った。「小金井市いじめ防止基本方針」の改訂について、校長会・副校長会を通して学校に周知・徹底を図り、令和7年7月までの「学校いじめ防止基本方針」の改定について指導した。 誰もが性別に関わりなく個人として対等に尊重され、自らの意思による個性と能力を発揮する機会を確保するために、子どもの声を聞いて学校のきまりや校則の見直しを図るよう指導した。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 学校において、「小金井市いじめ防止対策推進条例」に関する理解や男女平等社会の実現を目指した取組が推進されているが、さらなる組織的対応の充実が求められるため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も、引き続き、全教員に対して、「小金井市いじめ防止基本方針」の改訂の主旨について理解を深め、実行性を高めていくとともに、一人一人の個性が大切にされ人権が尊重されるよう、生活指導主任研修会及び人権教育推進委員会などを通して、組織的な対応の充実について指導していく。

施 策 2	思いやりや公共心の育成
主要事業3	いじめ・不登校に関する対策 【担当：指導室】
事業の説明	
いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、教員の資質向上を図り、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携した組織的な相談体制を一層充実させ学校の教育相談機能を向上させる。 また、不登校対策として、不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人についての個人指導ファイルを作成し、現状の把握及び改善に向けて協議する。また、不登校児童・生徒個人指導ファイルを活用し、個々の事例の改善に向けて専門家から見解を聞き、各学校へ助言する。不登校になりそうな児童・生徒についても、教育委員会主催の不登校対策会議において改善に向けた対応を協議する。	

令和6年度の目標【Plan】			
児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、魅力ある学校づくりを進めるとともに教員の資質向上を図る。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な相談体制を充実させ学校の教育相談機能の向上を図る。 また、不登校及び不登校傾向児童・生徒一人一人の状況改善に向け、個々のニーズを把握して対応できるよう、多様な学びの場を提供し、校内外の支援体制の強化を図る。また、個人指導ファイルを作成・活用し、不登校対策会議等において改善に向けて協議し、専門家からの見解も踏まえ、学校へ指導・助言する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
各校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを校内の相談体制に位置付け、組織的な対応で課題解決を図った。各校では、不登校支援コーディネーターを位置付け、不登校児童・生徒の現状把握及び今後の方針について協議し、毎月、一人一人の不登校児童・生徒個人指導ファイルに校長が所見を記入した。不登校支援コーディネーター対象の不登校対策委員会を年5回開催し、不登校対策の好事例を共有した。8月、1月、3月に開催した市教委主催の不登校対策会議では、不登校児童・生徒への対応について協議した。もくせい教室の活動の充実も図られ、他地区からの視察も受け入れている。令和6年度は110名の児童生徒が通室した。また、校内別室指導、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム、教育メタバス実証事業への協力等、多様な学びの場の設定に取り組んだ。令和6年度の教育メタバス実証事業では、武蔵野市、三鷹市と共同で事業に協力し、12名の児童・生徒がメタバス空間での活動に参加した。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 今年度の目標を概ね達成できているが、市全体として、不登校児童・生徒の人数は増加傾向にあり、多様な学びの場を充実させる等、さらなる対策の充実が求められるため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	学校ごとの不登校児童・生徒の現状を分析し、一人一人の不登校児童・生徒個人指導ファイルを基に、個別の対応を充実させていく。また、もくせい教室と学校との連携を充実させるとともに、校内別室指導、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム、教育メタバス実証事業への協力等、多様な学びの機会を設けることに取り組み、児童・生徒一人一人に合わせた支援を行っていく。

施 策 2	思いやりや公共心の育成
主要事業4	体験活動・ボランティア活動の充実 【担当：指導室】
事業の説明	
集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にすることを育てるための自然体験活動の充実を図る。 また、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域社会に対する愛着を高めるとともに、地域社会への貢献などを通じて社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の道徳性を養う上で有効な豊かな体験活動を充実させる。 地域の人的・物的資源の活用や協働、社会教育との連携による、児童・生徒の豊かな学びの実現のために、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施を支援する。	

令和6年度の目標【Plan】			
協力して役割を果たす大切さを考える集団宿泊活動、社会の一員である自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考えるボランティア活動、自然や動植物を愛し大切にすることを育てる森林体験等の自然体験活動の充実を図る。また、幅広い年齢層の人々と接しながら、地域社会に対する愛着を高めるとともに、社会に貢献する態度を育てる地域行事への参加など、児童・生徒の道徳性を養う上で有効な体験活動の充実を図る。さらに、児童・生徒の豊かな学びの実現のために、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等の実施を支援する。			
令和6年度取り組み【Do】			
小中学校における集団宿泊活動は、活動内容等の見直しを図られ、体験活動を一層充実させることができた。学校内外のボランティア活動及び地域行事への参加については、例年通り実施することができた。学校における体験活動は、コミュニティ・スクールにおける地域の教育資源を活用し、地域住民による学校支援活動、放課後の教育活動、地域文化活動等について実施した。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 集団宿泊活動における内容を見直し、体験活動を一層充実させることができたが、地域人材の活用など、より効果的な活動の在り方が求められるため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	引き続き体験活動の充実を図るとともに、活動の教育的意義を明確にし、活動内容を精選するなど、効果的な体験活動の在り方を検討していく。

施 策 2	思いやりや公共心の育成
主要事業5	道徳教育の充実 【担当：指導室】
事業の説明	
子供たちに思いやりの心や公共心を着実に育むためには、各学校において、子供たち一人一人が道徳的価値について、考え、議論する授業を展開していく必要がある。また、道徳科の指導を充実させるだけでなく、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等、すべての教育活動において、学校全体で組織的・計画的に道徳教育に取り組むことが大切である。さらに、各学校が、道徳授業地区公開講座において道徳の授業を公開し、学校・保護者・地域社会が、子供たちの思いやりの心や公共心の育成について意見を交換するなど、一体となって道徳教育に取り組むことが求められている。	

令和6年度の目標【Plan】			
思いやりの心や公共心を着実に育むため、各学校において、児童・生徒一人一人が道徳的価値について、考え、議論する道徳授業を展開する。 また、学校・保護者・地域社会が一体となって道徳教育に取り組めるよう、道徳の授業を公開する道徳授業地区公開講座の充実を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
児童・生徒一人一人が道徳的価値について考え議論する道徳授業を実施するために、年2回開催した道徳教育推進委員会において、道徳科の指導教諭による授業を参観し、優れた授業実践について全校で共有した。学校・保護者・地域が一体となって道徳教育に取り組むために、全校で道徳授業地区公開講座を開催し、広く道徳授業を公開するとともに、保護者・地域の方と共に道徳教育に関する意見交換を実施した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 学校・保護者・地域が一体となって取り組めるよう、各校において道徳授業地区公開講座を工夫して実施することができたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も、保護者や地域の方々に広く道徳の授業を公開するとともに意見交換会を設定し、道徳授業地区公開講座の内容の充実を図る。

基本方針２ 「個性」と「創造力」の伸長

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。また、急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、一人一人が持続可能な社会の担い手として、その多様性を原動力とし、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待されている。

子供たちの多様性を尊重し、個性と創造力を伸ばすためには、自分のよさや可能性を認識できる自己肯定感を育む必要がある。そのためには、子供たちに安心感や楽しい体験、認められる体験が必要で、個に応じたきめ細やかな指導、幅広い分野で新しい価値を創造できる教育の推進が求められている。

《基本方針２の指標》

		計画策定時 (令和元年度)		目標値
		小金井市	東京都平均	
自分にはよいところがあると思う小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	85.8%	81.3%	東京都平均以上 ただし、前年度を下回らないこと
	中	71.0%	74.1%	
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがあると回答した小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	96.7%	94.9%	
	中	91.1%	92.6%	
読書は好きと回答した小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	77.7%	75.1%	
	中	65.2%	66.1%	
英語の授業が分かると回答した中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	中	69.2%	67.2%	

《現状値》

		令和6年度		前年度 (令和5年度)
		小金井市	東京都平均	小金井市
自分にはよいところがあると思う小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	88.1%	84.5%	83.4%
	中	83.3%	83.4%	82.9%
自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていると回答した小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）※1	小	—	—	—
	中	—	—	—
読書は好きと回答した小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）※2	小	—	—	72.7%
	中	—	—	62.9%
英語の授業が分かると回答した小学生の割合（全国学力・学習状況調査）※3	中	81.1%	77.9%	(71.7%) R5 中学生

※1 令和5、6年度は、全国学力・学習状況調査項目より当設問が除外されたため、指標なし

※2 令和6年度は、全国学力・学習状況調査項目より当設問が除外されたため、指標なし

※3 令和6年度は、全国学力・学習状況調査項目における当設問が小学生に移行した。

施 策 3	個性と創造力を伸ばす教育の推進	
主要事業6	その子らしさを伸ばす教育の推進	【担当：指導室】
事業の説明		
複雑化・多様化する社会を生きる子供たちには、協働で創造していくことの大切さについて、実感を通して学ぶ必要がある。そのためには、まず子供たち一人一人の意見を表明できるように安心感のあふれる学級・学校の雰囲気醸成する必要がある。その上で、自分の意見を相手に伝えることができる表現力を高めていくことが大切であると考え。 これを実現するためには、まず、教員が子供の声に耳を傾け、しっかりと聴き、伝わることの心地よさを実感させることが大切である。その上で、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童・生徒の生活の充実と活性化を図り、多くの大人との関わりによって、その子らしさを引き出せるようにすることが大切である。そのために、学校は、家庭、地域社会が連携を図れるようにするとともに、それぞれの教育機能を発揮して、バランスの取れた教育を推進できるようにする。		

令和6年度の目標【Plan】			
児童・生徒の表現力を高めるために、教員が児童・生徒の声に耳を傾け、しっかりと聴き、児童・生徒が自分の考えを安心して伝えることができる教育活動を展開する。 また、学校の枠をこえて、児童・生徒が自分の考えや意見を表明する機会の充実を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
教員が児童・生徒の声に耳を傾けしっかりと話を聴くために、人権教育推進委員会において「子供の権利・人権に関する研修」を実施した。各校の人権教育推進委員に、各学校において研修内容を報告するよう指導するとともに、学校のきまりや校則を見直すために、児童・生徒の声を聴くよう指導した。また、小学校全校において、子どもオンブズパーソンによる、子どもの権利に関する授業を実施した。 生徒による意見表明を行う機会を設定した「小金井教育の日」（2月開催）では、各中学校生徒会の代表生徒が「誰もが過ごしやすい学校にするため」の取組について紹介し合うなど、意見交流を実施した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 各学校における子どもの権利に関する理解の状況を把握し、その課題解決を図る研修を実施するとともに、児童・生徒の声を聴く取組を推進することができた。 また、子どもオンブズパーソンとの連携や「小金井教育の日」において生徒による意見交流を実施できたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	積極的に子どもの声を聴き、多くの児童・生徒が意見表明・意見交流できる機会を設定できるよう、関係各課と調整していく。また、引き続き「小金井教育の日」の実施方法の工夫等も含めて検討していく。

施 策 3	個性と創造力を伸ばす教育の推進
主要事業7	読書活動・表現活動の充実 【担当：指導室】
事業の説明	
これからの学校図書館は、読書活動の推進のために利活用されることに加え、児童・生徒の自主的・協働的な学習活動を支援することも大切である。また、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を担っている。 各学校では、年間を通して読書活動推進の計画を立て、朝読書や読書週間など様々な取組を行っている。子供の発達段階に応じて、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトルなどを取り入れている学校もある。図書担当の教員を中心に学校図書館支援員、保護者・地域の方々の協力のもと学校図書館の壁面装飾、季節に合わせた書架の装飾など環境整備を行っている。	

令和6年度の目標【Plan】			
学校図書館では、児童・生徒の自主的・協働的な学習活動を支援し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を担う「学習センター」としての活用を推進する。学校図書館支援員を全校に配置し、各学校における朝読書や読書週間において、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等の読書活動の充実を図る。また、小金井市読書感想文コンクールを実施する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
読書活動推進委員会を開催し、各校の読書活動の取組や課題を共有した。また、児童・生徒の読書に対する関心を高め読書活動の充実を図るために、7月に読書感想文コンクールの募集をかけ、11月に表彰式を実施した。 学校図書館支援員を全校に配置し、学校図書館支援員が学級担任と連携して、読み聞かせ、ブックトーク、校内の掲示物の充実等、各学校における読書活動の充実を図った。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 各校において国語科における系統的な指導に加え、読書指導の充実に向けた取組が展開された。小金井市読書感想文コンクールにおいても、1,100件の応募があるなど、児童・生徒の意欲的な姿が見られたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も、読書活動を推進・充実していくにあたり、国語科指導の充実を図るとともに、各校の優れた読書活動の実践を全校で共有していく。

施 策 3	個性と創造力を伸ばす教育の推進
主要事業 8	国際社会を生きるための語学指導の充実 【担当：指導室】
事業の説明	
グローバル化が急速に進展する中で、コミュニケーション能力は生涯にわたる様々な場面で必要とされている。学習指導要領では、小学校3・4年生からの外国語活動、小学校5・6年生からの英語が導入された。外国語学習では、生涯にわたって様々な場面で必要となる多様な人々とコミュニケーションできる能力の育成を重視している。児童・生徒の学びが、実際のコミュニケーション場面において活用できる基礎的な力を養うとともに、外国語を用いて主体的に、自信をもって、楽しくコミュニケーションしようとする態度を育てることを目指している。また、国際化の進展に伴い、学校では帰国児童・生徒や外国人児童・生徒に加え、両親のいずれかが外国籍であるなどのいわゆる外国につながる児童・生徒の受け入れが多くなっている。これらの児童・生徒は、文化、言語、生活習慣、行動様式、家庭環境、教育・就学状況など、一人一人様々である。このため、これらの児童・生徒の受け入れにあたっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該児童・生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮していく。	

令和6年度の目標【Plan】			
小・中学校に外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒が外国語に触れる機会を充実させ、外国語を用いて主体的に自信をもって楽しくコミュニケーションしようとする授業を実現させる。 日本語の指導が必要な児童・生徒に対して日本語指導員を派遣し、帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒が、自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように支援する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
小・中学校全校に外国語指導助手（ALT）を配置し、児童・生徒が英語に触れる機会を確保した。授業では、児童・生徒が実際にALTと会話する場面を設定し、会話によるコミュニケーションの体験的学習の充実を図った。また、小学校5年生を対象に、体験型英語学習施設での英語体験学習を全校で実施した。 日本語指導を希望する児童・生徒に対しては、日本語指導員による個別指導を確実に実施した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 外国語指導助手（ALT）の活用及び日本語指導員による指導を、計画的に実施するとともに、小学校5年生を対象とした、体験型英語学習施設での英語体験学習を全校で実施することができたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	授業時間以外の休み時間や給食の時間における外国語指導助手（ALT）の活用についても検討していく。

施 策 3	個性と創造力を伸ばす教育の推進
主要事業9	個性や創造力を育むための文化的行事の充実 【担当：指導室】
事業の説明	
児童・生徒が学校生活を楽しく豊かなものにするため、互いの努力を認めながら、協力して美しいもの・よりよいものをつくり出し、互いに発表し合う機会をもつことが大切である。自他のよさを見つけ合う喜びを感得するとともに、自己の成長を振り返り、自己のよさを伸ばそうとする意欲をもつことができるようにしていく。 また、多様な文化や芸術に親しみ、美しいものや優れたものに触れることによって豊かな情操を育てていく。	

令和6年度の目標【Plan】			
「連合作品展」「連合音楽会」への参加を通して、児童・生徒が自他のよさを見つけ合い、自己の成長を振り返ってよさを伸ばそうとする意欲を高める。「オーケストラ鑑賞教室」「合唱鑑賞教室」への参加を通して、より質の高い芸術に触れ、児童・生徒の豊かな感性・情操を育てる。			
令和6年度の取り組み【Do】			
5月の「オーケストラ鑑賞教室」及び「合唱鑑賞教室」、12月の「連合音楽会」、1月の「連合作品展」を計画通りに行った。また、教員の働き方改革を推進するため、「連合作品展」の受付業務をシルバー人材に委託した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 「オーケストラ鑑賞教室」「合唱鑑賞教室」「連合音楽会」について、例年通り実施するとともに、「連合作品展」において、受付業務の外部委託を実施するなど、教員の働き方改革を進めることができたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	引き続き、児童・生徒の豊かな感性・情操を育てる内容や方法を検討・工夫し、文化的行事の充実を図る。

施 策 4	特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実
主要事業10	(仮称) 教育支援センターの設置 【担当：学務課・指導室】
事業の説明	
児童・生徒が抱える不安や悩みの要因・背景は、多様化・複雑化しており、その解決には学校内の相談体制の充実のほか、市の相談機関の整備と他の相談機関との連携強化が求められている。そのために現在のもくせい教室業務、教育相談所業務、特別支援教育業務を一つに集約し、教育相談等の総合窓口として(仮称)教育支援センターを設置する。 同時に学務課、指導室で行っている就学相談、特別支援教育(固定学級、特別支援教室など)に関する業務を集約することにより、特別な支援が必要な児童・生徒に対し、丁寧に特別支援学級等の入退級に関する業務を行う。	

令和6年度の目標【Plan】			
幼児期から学校卒業までのライフステージにおいて、切れ目のない支援として「一人一人のその子らしさを最大限に伸ばす関わりをチームとして追求する教育支援」を展開する。 また、多様化・複雑化している児童・生徒が抱える不安や悩みの解決に向け、学校内の相談体制を充実させるとともに、教育相談等の総合窓口としての(仮称)教育支援センターの設置に向け、市の相談業務を集約、整備し、他の相談機関との連携強化を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
令和4年度に策定した「(仮称) 小金井市教育支援センター基本構想」を基に、指導室、教育相談所、もくせい教室、学務課において、就学相談及び不登校対策に関して連携を図った。また、学校では、教員やスクールカウンセラーが児童・生徒や保護者からの相談に適切に応じた。 学習支援の強化として「読み書き困難等支援員」を派遣し、読み書き困難による困り感を抱えている児童・生徒の支援や指導する教員への助言を行った。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 「(仮称) 小金井市教育支援センター基本構想」を基に関係部署において連携を図るとともに、体制構築に向けて「読み書き困難等支援員」を配置することができたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も、(仮称) 小金井市教育支援センター構想に基づき、他の相談機関や関係部署との協議を重ね、課題を改善しながら相談体制の強化を図るとともに、学習支援等の充実について検討しながら取組を推進する。

施 策 4	特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実
主要事業11	特別支援教育の推進【担当：学務課・指導室】
事業の説明	
すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応ができるようにしていく。 大切な視点は、児童・生徒一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行う。同時に、社会全体で障害者への理解を深め、差別をなくす取組について、教員並びに児童・生徒への理解推進に努めていく。	

令和6年度の目標【Plan】			
小学校において「すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック」を活用した授業を実施し、「障害のある人もない人も共に学び生きる社会を目指す小金井市条例」の理解促進を図る。 また、すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応を図るため特別支援教育研修会を充実させる。さらに、児童・生徒一人一人の障害の状態に応じた合理的配慮について研究し、適切な指導を実施するため、巡回相談、校内委員会を充実させる。 早い段階で子どもの苦手に気づき、自身が持てるように指導するとともに安心して学びを継続できるよう、就学にあたっての適切な情報提供と納得感のある就学先決定を行えるよう支援体制を維持する。			
令和6年度取り組み【Do】			
「すべての人が幸せにくらせる「まち」を作るためのハンドブック」を活用した授業を全小学校において第5学年を中心に実施した。特別支援学級担任、巡回指導教員、各校の特別支援教育コーディネーターを対象に、現状の課題やニーズに合わせて内容を精選し、合理的配慮についても適切に実施できるよう、講師を招聘して特別支援教育研修会を定期的に開催した。各小・中学校で心理士による巡回相談（40時間）を実施し、その所見を基に校内委員会で協議するなど充実を図った。 就学相談にあたり、児童・生徒の状況を適切に把握するとともに、適切な情報提供に努めることで、保護者が納得できるような就学先の決定に導いた。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 特別支援教育に関する研修会が計画通り実施でき、校内委員会の充実を含めて支援体制が充実したため。 就学相談にあたっては、適切な情報提供により、就学先提案と保護者の意向が合わないケースを低率にとどめ、納得感のある相談が展開できた。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も、現状の課題を把握しニーズに応じた教員向け研修会の充実を図っていく。 支援を希望する児童・生徒は増加傾向にあるところ、現行は学務課、教育相談所ともに欠員の状態であり、相談体制の維持だけで手いっぱいであることから、引き続き体制充実に向けた検討を図りたい。

基本方針３ 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立

子供たちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的・主体的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要となる。

本市のこれまでの優れた教育実践を土台として、ＩＣＴを有効に活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることによって、保護者・地域から信頼される魅力ある安全・安心な学校づくりが求められている。

《基本方針３の指標》

		計画策定時（令和元年度）		目標値
		小金井市	東京都平均	小金井市
家で自分で計画を立てて勉強をしている小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	75.5%	71.9%	東京都平均以上 ただし、前年度を下回らないこと
	中	47.5%	49.6%	
授業が分かると回答した小・中学生の割合 ※国語と算数・数学の平均（全国学力・学習状況調査）	小	87.3%	85.5%	
	中	72.7%	76.4%	
授業でＩＣＴを週１回以上活用している小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	31.8%	32.4%	100%
	中	29.3%	30.2%	100%
子供が義務教育を受ける環境として学校施設が充実していると思う市民の割合		36.4%		60.0%
部活動指導員等の活用状況 ※部活動指導員と外部指導者の合計回数		2,044 回		2,500 回
教員の在校等時間の状況 ※在校時間平均 12 時間以上の割合		11.6%		3.0%

《現状値》

		令和 6 年度		前年度 （令和 5 年度）
		小金井市	東京都平均	小金井市
家で自分で計画を立てて勉強をしている小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）※ 1	小	—	—	72.9%
	中	—	—	61.2%
授業が分かると回答した小・中学生の割合 ※国語と算数・数学の平均（全国学力・学習状況調査）	小	86.6%	86.0%	84.5%
	中	85.1%	79.7%	79.5%
授業でＩＣＴを週１回以上活用している小・中学生の割合（全国学力・学習状況調査）	小	92.3%	88.2%	94.4%
	中	96.0%	91.3%	74.7%
子供が義務教育を受ける環境として学校施設が充実していると思う市民の割合		42%		38.7%
部活動指導員等の活用状況 ※部活動指導員と外部指導者の合計回数		2,521 回		2,492 回
教員の在校等時間の状況 ※時間外在校時間（１カ月）が 80 時間超の割合		2.7%		2.8%

※ 1 令和 6 年度は、全国学力・学習状況調査項目より当設問が除外されたため、指標なし

施 策 5	確かな学力の確立	
主要事業12	個を伸ばす授業改善と学力向上	【担当：指導室】
事業の説明		
すべての教員が日々、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行っていくことが大切である。そこで、以下の3つの視点に立った授業づくりに努め、学力向上を図る。 1 学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」 2 子供同士の協働、教員や地域の人との対話、様々な資料を手掛かりにして、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」 3 学びの過程の中で、「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」		

令和6年度の目標【Plan】			
全教員による学習指導案や教材等の市内教員間での共有化を図り、教員の教科等の専門性や実践的指導力、幅広い識見を高め、授業力を一層向上させる。 また、全教員が児童・生徒の実態に応じた柔軟な指導を推進し、「主体的・対話的で深い学び」を目指した授業を実践する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
授業の実践記録を市内教員間で共有するシステムを活用し、授業実践の積極的な公開を推進した。また、南中学校及び東中学校が「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に関する研究を行い、研究発表を実施した。 企業と教員養成大学との三者連携協定を活用し、ＩＣＴ端末を活用した「主体的・対話的で深い学び」を実現するための研究を推進した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 企業と教員養成大学との三者連携協定を活用したことで、教員の教科等の専門性や実践的指導力が高まったため。 また、南中学校及び東中学校が行ったＩＣＴ端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に関する研究成果を市内全体で共有できたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	引き続き連携協定を継続し、授業実践を教員間で共有していくとともに、各校における研究成果を共有し、教員の授業力を向上させる取組を推進する。

施 策 5	確かな学力の確立
主要事業13	未来を創る力を育むICT活用の推進 【担当：学務課・指導室】
事業の説明	
Society 5. 0時代に生きる子供たちにとってPC端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムとなる。今後、仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用がさらに広がっていくと思われる。多様な子供たちを誰一人取り残すことのないように、認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた個別最適化された学びを実現するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものである。また必要な知識等を効率的に習得することを通して、課題発見学習や様々な体験学習の充実を図り、創造性を育むとともに、一人一人の自己肯定感を高める学びを実現していく。子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に主体的に参画できるようにするための資質・能力を一層確実に育成していく。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要と考えている。また、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮していく。ICT機器の画面の見えにくさによる目の疲労の影響、ICT機器の活用による姿勢の悪化への影響など留意事項を守ってICT機器を使用する。	

令和6年度の目標【Plan】			
ICT機器を日常的に授業で活用し、児童・生徒の認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた「個別最適化学び」を実現するとともに、他者と協働して学びを深める「協働的な学び」との一体的な充実を図る。また、ICT機器を効果的に活用することで、児童・生徒に必要な知識を効率的に習得させ、課題発見学習や体験学習の充実を図る。 デジタル社会に必要な能力を身に付け、デジタル社会をよりよく生きる力を養う「デジタル・シティズンシップ教育」の推進を図る。さらに「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（文部科学省）」を基に、ICT機器の活用による児童・生徒の健康面への影響等について配慮する。 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく個別最適化学びを実現すべく、教育用タブレットの一人1台の配置を継続する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
市内小・中学校全校に、次世代教育推進委員を位置付け、授業におけるICT端末の積極的活用と「デジタル・シティズンシップ教育」の推進を促すとともに、各学校の取組についてICT端末を活用した情報共有を行った。また、企業と連携して全小・中学校内の推進体制を構築し、ICT端末活用に関する研修会を実施した。ICT端末の活用による児童・生徒の健康面への影響等については配慮するよう、校長会等を通して周知した。 多様な子供たちを誰一人取り残すことのないように、認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた個別最適化された学びを実現するため、学習用タブレットの一人1台配置を進めるべく、児童生徒増加及び故障機代替として必要な台数の追加購入を行った。 ネットワーク運用についても継続して安全な運用を行った。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 市内小・中学校において、ICT端末の授業での日常的な活用が浸透した。中学校での活用が増えてきているが、学校間での活用の差が依然として見られるため、解消するための取組を一層推進していく必要がある。 ハード面については、児童生徒数に合わせたタブレットの配置のみならず、故障を見据えた代替機を配置するとともに、ネットワークについても事故無く運用を行うことができた。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	教育活動における効果的なICT端末の活用方法及び「デジタル・シティズンシップ教育」の推進について引き続き研究し、児童・生徒の認知特性や学習の到達度、興味・関心に応じた「個別最適化学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組んでいく。 ネットワークについて適切な管理を継続する。

施 策 6	健康・食育の推進	
主要事業14	体育・健康・安全教育の充実	【担当：指導室】
事業の説明		
近年、児童・生徒の生活習慣の乱れや、運動する子としない子の二極化が問題視されている。生涯にわたって心身の健康の保持増進及び豊かなスポーツライフの実現に向けて、体育・健康教育のなお一層の充実を図る。また、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う安全教育を推進する。全中学生が救急救命講習を受ける体制を整え、地域防災力の向上に努める。 中学校における部活動は、異年齢との交流の中で、人間関係の構築、自己肯定感の高揚、責任感・連帯感の涵養、協働で問題解決する場であるなど、教育的な意義は大変深いものがある。しかし、昨今、部活動において従前と同様の運営体制では、維持が難しくなってきたおり、部活動の維持・充実のために地域人材の活用等を計画的に進めていく。		

令和6年度の目標【Plan】			
体力向上に取り組み、児童・生徒が主体的に運動やスポーツに親しむ態度を育てる。また、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえた重点的な指導を通して、児童・生徒の体力向上を図る。 安全教育に加え、家庭・地域・医師会・関係機関と連携した、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室、生命（いのち）の安全教育の実施により、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う。 地域人材の活用等を計画的に進め、「部活動指導員」「部活動外部指導員」を配置して部活動の維持・充実を図る。			
令和6年度取り組み【Do】			
各学校において、「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果を踏まえ、体力向上の取組を推進した。がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室については、各校において工夫して指導した。 「部活動指導員」「部活動外部指導員」を全校に配置するとともに、「部活動指導員」の増員を図るなど、部活動の維持・充実を図った。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 体力向上、安全教育、部活動の各事業にわたって、計画通り実施できたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	家庭・地域・医師会・関係機関と連携して、がん教育、救命講習、薬物乱用防止教室を実施し、さらなる内容の充実を図っていく。

施 策 6	健康・食育の推進	
主要事業15	食育の推進	【担当：学務課・指導室】
事業の説明		
子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が大切である。子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものである。 食育を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する。		

令和6年度の目標【Plan】			
食育を、生きる上での基本と捉え、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付ける。健全な食生活を実践できる児童・生徒を育てるため、食育リーダーを中心として学校教育活動全体を通じた食育の組織的・計画的な推進を図る。加えて、食育リーフレットを配布し、家庭における食生活の大切さの理解向上を図るとともに、給食では、地場野菜を活用した共通献立を提供する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
前年度同様、食育リーフレットを、小学校1年生と転入生の保護者に対し、学校を通じて配布した。加えて、各校で地場野菜を活用した特色ある共通献立「江戸こがね汁」を提供した。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 目標どおり食育リーフレットを配布し、共通献立を提供した。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	新たな食育リーフレットを作成し、全児童生徒の保護者への配布を行う。また、引き続き給食における地場野菜の使用を推進する。

施 策 6	健康・食育の推進
主要事業16	給食関連整備 【担当：庶務課・学務課】
事業の説明	
学校給食調理の民間委託をさらに進め、それによって生み出された財源を利用し、小・中学校の学校給食にかかる施設（空調設備等）・備品だけでなく、学校の設備等の改修にも計画的に活用していく。 小金井市の伝統である「安全でおいしく温かい給食」の充実を図るために、第三者機関を設置し、点検や見守りを行うとともに、給食を通じた食育の推進にも努めていく。	

令和6年度の目標【Plan】			
学校給食調理の民間委託によって生み出された財源を活用し、給食施設の充実を図るとともに、労働衛生環境改善のため、計画的に空調設備を設置する（前原小学校、緑小学校及び小金井第一中学校）。 また、令和6年度から小金井第一小学校の給食調理業務の民間委託を開始する。さらに、民間委託を進める中、給食調理業務に関する第三者評価を新たに実施する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
計画にのっとり、前原小学校、緑小学校及び小金井第一中学校の各校へ空調設備を設置した。 令和6年度から小金井第一小学校の学校給食調理業務の委託を滞りなく開始した。また、学校給食調理業務の委託を推進することに伴い、「安全でおいしく温かい給食」の更なる充実を図るため、調理業務の専門家である辻調理師専門学校 東京の先生へ依頼し、学校給食調理業務の第三者評価を実施した。 さらに、委託化により生み出された財源を活用し、給食で使用する強化磁器食器の補充や大型備品の入れ替えを行った。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 空調設置工事を行ったことにより、設置校の給食室の労働衛生環境が著しく改善された。 新たに1校の学校給食調理業務委託を行い、さらに第三者評価を実施した。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	引き続き、空調設備の設置を計画的に実施していく。 令和8年度からの東小学校及び本町小学校の学校給食調理業務の委託に向け、業者選定等必要な準備を行う。また、引き続き第三者評価を実施していく。

施 策 7	信頼される学校づくりの推進	
主要事業17	コミュニティ・スクールの推進	【担当：指導室】
事業の説明		
コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」を目指す。 複雑化・多様化する社会の中で、子供や学校の抱える課題の解決や未来を担う子供たちの豊かな成長、そしてICTの活用・促進をスムーズに行うためには、地域社会総がかりで教育の推進をする必要がある。そのため、学校運営協議会が中心となって、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力の推進を図り、「社会に開かれた教育課程」を実現していく。また、地域学校協働本部とともに子供の放課後の充実や地域ぐるみで子供を育てていく環境を構築していく。		

令和6年度の目標【Plan】			
学校運営協議会を中心に、教育活動における学校・家庭・地域相互の連携・協力を推進し、社会に開かれた教育課程を実現する。 地域学校協働本部とともに教育活動を支援する人材の確保に努め、児童・生徒の放課後の充実を図り、地域全体で児童・生徒を育てていく環境を構築する。 学校の教育活動を積極的に保護者や地域に公開・発信するとともに、学校評価の結果に基づいた学校運営の改善及び結果の公表を図り、透明性の高い学校運営を推進する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
令和5年4月から、市立小・中学校全校がコミュニティ・スクールとなり、学校運営協議会を中心に地域学校協働本部と協働し、各学校において地域の教育資源を活用した教育活動を推進した。また、全校においてコミュニティ・スクールとしての活動を紹介するリーフレットを作成し、学校の教育活動を保護者・地域に公開・発信した。 学校運営協議会を各校において計画的に開催するとともに、放課後子ども教室との連携を推進し、児童・生徒の放課後における活動の充実を図った。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 市立小・中学校全校をコミュニティ・スクールとして指定し、学校運営協議会を中心に地域学校協働本部とともに、地域の教育資源を活用した教育活動を推進することができたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	市立小・中学校全校がコミュニティ・スクールになり、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組み「地域とともにある学校」として取組を推進していく。

施 策 7	信頼される学校づくりの推進
主要事業18	学校施設の充実 【担当：庶務課・学務課】
事業の説明	
子供たちの学びや安心・安全な生活の場を確保し、地域住民の活動の場として、また災害時の避難所としての役割を果たすために、施設の適切な維持管理・更新を図るとともに、老朽化対策を推進していく。	

令和6年度の目標【Plan】			
学級数増に対応するため、各校において普通教室確保に伴う既存校舎等の改修工事を行う。また小金井第一小学校校舎改築等設計委託、緑小学校校舎増築等実施設計委託を実施する。小中学校のトイレ改修工事を行い、小中学校全体の洋式化率を80%とする。 増加傾向にある児童・生徒に対応するべく、エアコンを計画的に整備し、教育環境の充実を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
学級数増への対応として、小金井第一小学校、小金井第四小学校及び前原小学校で普通教室確保に伴う既存校舎等の改修工事を行った。また、老朽化や学級数増加に対応するため小金井第一小学校で校舎建替え等に関する基本・実施設計委託、緑小学校で校舎増築等の実施設計委託を行った。小金井第四小学校、南小学校、緑中学校にてトイレ改修工事を行い、小中学校全体の洋式化率を引き上げた。 保守期限を迎えたエアコンの更新を実施した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 学級数増に伴う工事を各校で実施し、普通教室の確保及びエアコン設置等の教室環境整備に対応するとともに校舎建替えや増築に関する基本設計等に着手・実施した。 小中学校のトイレ改修工事を行い、小中学校全体のトイレ洋式化率が80%となった。 保守期限を迎えたエアコンについて、必要な更新についても実施した。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	令和7年度においても、施設の老朽化及び学級数の急増への対応を適切に行っていくために各校の増改築に伴う各種手続きを進めていく。小中学校の洋便器化を引き続き実施する。 引き続き各教室におけるエアコン更新・拡充を計画的に進める。

施 策 7	信頼される学校づくりの推進	
主要事業19	通学路の安全確保	【担当：学務課・指導室】
事業の説明		
児童の登下校時の安全を確保するために、1年に1回行政・警察・学校・PTA等による学区内の危険個所の点検を行っている。PTAや地域団体等による登下校時の見守り活動にも協力していただいている。また、各小学校の通学路の数ヶ所に、防犯カメラを設置している。 児童・生徒に対する犯罪の未然防止と地域のつながりを構築するため、児童・生徒が危険を感じたときに、一時的に緊急避難できる家庭や施設を示す「子どもを見守る家 カンガルーのポケット」のステッカーを作成し、個人・商店・事業所などに掲示してもらい協力いただいている。 文部科学省の「登下校防犯プラン」に基づき、地域と連携し、児童・生徒の登下校時の安全を確保していく。		

令和6年度の目標【Plan】			
引き続き必要箇所への防犯カメラ増設を実施するとともに、老朽化したカメラの更新を計画的に実施する。			
令和6年度取り組み【Do】			
学校要望をもとに小学校の通学路に6台のカメラを増設するとともに、老朽化したカメラについて修繕・更改による維持管理を継続し、児童・生徒に対する犯罪の未然防止と地域のつながりを構築した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 維持管理を継続しつつ、必要な箇所へ6台増設した。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	老朽化したカメラについて修繕・更改による維持管理を継続するとともに、要望が多い箇所への新設を検討する。

施 策 7	信頼される学校づくりの推進
主要事業20	学区域の見直し 【担当：学務課】
事業の説明	
これまで、通学路途上に踏切を通過しなければならないことを理由に、市の南北をまたぐ通学区域の設定はされていなかった。しかし現在では、中央線の高架化に伴い、市の南北をまたぐ通学も比較的容易となっている。 人口動態調査によると小金井市はしばらくの間、児童数増加が予想されている。地域によって子供の数の増加に偏りがあるため、特定の学校に教室が足りなくなるなどの課題が生まれ始めている。このことに対処するため、地域と市立学校との結びつきを維持しながらも、指定校変更に関して柔軟な対応を図る。	

令和6年度の目標【Plan】			
引き続き小金井第三小学校の大規模化回避のための調整区域を継続し、各校規模の適正化を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
小金井第三小学校学区に居住する新入生対象者の保護者に対し、周辺校への指定校変更希望確認アンケートを実施の上、指定校変更希望者の入学を行うことにより、各校の規模適正化を図った。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 小金井第三小学校の大規模化を抑えるため、できうる限りの範囲で対応した。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	令和6年度と同様に各校の規模適正化を図る。

施 策 7	信頼される学校づくりの推進	
主要事業21	豊かな放課後の居場所づくり	【担当：指導室】 (関連部署：生涯学習課)
事業の説明		
近年、共働き世帯の増加だけでなく、地域の連帯感の希薄化など小学校に通う児童を取り巻く放課後の環境が大きく変化している。児童が放課後を安全・安心に過ごすための放課後の居場所に対するニーズや、異年齢での遊びや学び等の様々な体験活動、スポーツ・文化芸術活動とともに、地域の大人との交流などの重要性が高まっている。そこで、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるようにすることに加え、地域コミュニティの活性化を目指す。		

令和6年度の目標【Plan】			
すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行えるよう、学童保育と放課後子ども教室の在り方、充実した活動場所の提供について検討する。また、コミュニティ・スクールにおける放課後子ども教室のビジョンを構築し、学校の教育内容と系統性のある放課後の過ごし方について研究する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
児童の放課後の充実した過ごし方について、放課後子ども教室の取組を中心に、学務課、児童青少年課、生涯学習課と意見交換を行った。 児童・生徒の放課後の居場所づくりについて、学校訪問を通して現状を確認するとともに、各校の実態に合わせてどのようなことが実施できるのか、校長と協議した。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 関係各課とも意見交換・協議を行うとともに、放課後子ども教室の取組を推進したが、引き続き関係各課との連携が必要であるため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	市内全校がコミュニティ・スクールに指定され、地域の教育資源の活用が進められている。関係各課との連携を続けるとともに、各校の実態に合わせて取り組める内容を検討していく。

施 策 8	教員の研修と働き方改革
主要事業22	校内研修と教員の研修の充実 【担当：指導室】
事業の説明	
社会状況の変化に伴い、学校への期待度は一層高まっている。第一のニーズは、「教員の教育力の向上」である。予想困難な時代であっても、一人一人の子供の自分らしく生きる力を育むとともに、これまでの学力に加えて、非認知能力の育成も求められている。そのため、一人一台のＩＣＴ機器を有効活用し、授業の効率化を図り、課題解決学習を充実させるとともに、子供一人一人の活動を支援できる確かな指導力が求められている。第二のニーズは「今日的な課題への対応」である。すべての教員が、一人一人の子供の認知の特性や習熟の程度に応じたユニバーサルデザインの授業が展開でき豊かな指導力が求められている。 これらのニーズに対応していくために、「探求心をもち、常に学び続ける教員」を目指し、校内研修等の在り方を検討するだけでなく、メンターやＯＪＴなどをより積極的に取り入れ、教員の実践的指導力の向上と絶えざる刷新を図るための研修体制の充実を図る。	

令和6年度の目標【Plan】			
全ての教員が今日的な教育課題に対応するため、教職経験や職層に応じた教員の実践的指導力及び必要とされる能力を高める研究・研修の充実を図る。 児童・生徒がＩＣＴ機器を有効活用し、一人一人の認知の特性や習熟の程度に応じた授業が実践できるよう、大学等と連携した最新かつ実践的な研究の充実を図る。			
令和6年度取り組み【Do】			
職層に応じて、初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（11年目から13年目を対象）、新任主任教諭研修、新任主幹教諭研修、副校長研修を計画的に実施した。 また、職層に関係なく参加できる夏季教員研修を実施した。企業と教員養成大学との三者連携協定を活用し、教科の専門性及び実践的指導力の向上を図った。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 職層毎の研修の計画的な実施に加え、教員養成大学と連携して、教員の指導力の向上を図った。また、職層に関係なく参加できる夏季教員研修においては、人権教育、特別支援教育、教育相談、教育法規等の研修を実施し、研修内容の充実を図ることができたため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	引き続き、教員研修における研修内容の充実を図るとともに、児童・生徒が一人一台端末を効果的に活用していけるよう、大学等と連携し教員研修の充実を図る。

施 策 8	教員の研修と働き方改革	
主要事業23	教員の働き方改革	【担当：学務課・指導室】
事業の説明		
学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校の役割が拡大する中、教員の長時間労働が喫緊の課題となっている。学校教育の質の向上を図るには、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいをもつことができる環境を確保すること、業務改善のための有効な手立てを講じていくことが必要となる。まず、各教員が開発した教材の共有化を図り、教材研究を効率的に行えるようにする。 また、出退勤システムを活用することで、勤務時間の見える化を図り、日常的に勤務時間を把握し、改善を図りやすくし、勤務時間の弾力的運用をできるようにする。さらに、中学校での部活動指導のアウトソーシングを進めるなど、教員が担うべき業務を見直し、働きがいを感じる働き方を目指すことで、ワーク・ライフ・バランスの実現を果たしていく。		

令和6年度の目標【Plan】			
出退勤システムを活用して勤務時間の見える化を図り、在校時間の適切な把握と意識改革の推進を図る。 また、中学校部活動指導員等を派遣し、中学校での部活動指導のアウトソーシングを推進する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
11月に働き方改革キャンペーン月間を設定し、出退勤システムによる在校時間の適切な把握を実施し意識改革を図った。スクール・サポート・スタッフ（全校配置）、中学校全校に部活動指導員（2～3名ずつ）、外部指導員（全校配置）、副校長補佐（全校配置）を活用し、教員及び副校長の負担軽減が図られた。また、学校内外での会議・打合せは、オンラインでの開催を推奨した。 また、児童・生徒の増加に伴うICT環境の追加調達を実施し、教員の負担軽減を図った。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 働き方の意識改革、人員措置や教育用タブレット追加調達等の負担軽減事業は推進が図られているが、時間外勤務が多い教員も依然として見られるため、働き方改革のさらなる取組が必要なため。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☒ 拡充 ☐ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	改善傾向は見られるものの、教員の長時間労働が依然として課題となっており、ICTの活用などによる業務の効率化及び負担軽減事業のさらなる拡充が必要である。

点検及び評価表【生涯学習】

1 概要

生涯学習では、「学びでつながる笑顔のまち小金井」を基本理念とした第4次小金井市生涯学習推進計画（令和3年度から令和7年度まで）を策定している。点検・評価については、第4次小金井市生涯学習推進計画の3つの施策における全11の施策の柱を評価対象とした。

令和6年度については、全11の施策について、全てB評価（概ね達成している）以上とし、概ね生涯学習における事業を推進できているものと評価できる。

特に1-1「0歳から始まる生涯学習」、1-2「人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進」では、生涯学習課、図書館、公民館の各担当において幅広い年齢層を対象とした多彩な事業を多数行い、市民の生涯学習の機会を十分に提供したことが評価できる。

また、2-4「郷土の歴史や芸術・文化に親しむ機会の充実」では、「名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念事業」として、記念式典をはじめ多くの事業を展開したことで、市民等の郷土文化への啓発に寄与したことが評価できる。

なお、3-2「社会教育施設等の活用の推進」については、社会教育施設が全体的に老朽化してきており、市民が施設を安心して快適に利用できるよう、修繕を計画的に実施する必要がある。また利用者の利便性の向上や学習の場の充実を図るため、引き続きICT関連の設備充実に努める。

今後も計画の推進及び事業目標の達成に向け、担当課を中心に関係機関と連携し、誰もが生涯学習活動を通じてつながりあえる環境づくりを行い、共に学び、笑顔で過ごすことができるまちとすることを目指す。

2 総括

		A	B	C	D
1-1	0歳から始まる生涯学習	○			
1-2	人生100年時代を楽しむ生涯学習の推進 ～子どもから高齢者まで～	○			
1-3	共生社会における生涯学習の推進	○			
1-4	「新しい日常、新しい生活様式」を踏まえた学びの推進		○		
2-1	学校・地域が連携した生涯学習活動の推進	○			
2-2	学びの継続と成果の活用の推進		○		
2-3	地域団体や学校との連携による学びの推進	○			
2-4	郷土の歴史や芸術・文化に親しむ機会の充実		○		
3-1	支援者の人材育成とコーディネート機能の充実	○			
3-2	社会教育施設等の活用の推進		○		
3-3	情報発信・相談体制の充実		○		
合計（事業）		6	5	0	0

評価表【生涯学習】

基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

施策の方向性1 誰もが生涯学習に親しむ環境づくり

乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や体験機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」を支援する。

また、子どもから高齢者まで、「人生100年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、市内関係機関等と連携しながら取り組む。

そして、障がいのある方もない方も、誰もが自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流及び社会参加の推進を図る。また、年齢、性、国籍などに関わりなく、たがいに人権を理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や教室、交流機会の充実を図る。

さらには、ICTを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、様々なニーズに合わせた学習相談の場の充実を図るなど、誰もが生涯学習に親しむ環境づくりに向けて取り組む。

《施策の方向性1の指標》

	計画策定時 (令和元年度)	目標 (令和7年度)
直近1年間で生涯学習を実践したことがある市民の割合	31.2%	40.0%
図書館の貸出冊数	917,440 冊	970,000 冊
公民館が主催する講座数	124 講座	139 講座

《現状値》

	令和6年度	前年度 (令和5年度)
直近1年間で生涯学習を実践したことがある市民の割合	36.1%	40.7%
図書館の貸出冊数	878,082 冊	902,685 冊
公民館が主催する講座数	159 講座	147 講座

施策の柱 1-1	0歳から始まる生涯学習	【担当：生涯学習課・ 図書館・公民館】
施策の説明 乳幼児期は、自我や身体能力など、基礎的な発達に重要な時期である。母子・父子との安心できる環境のもと、様々な学びに取り組んでいくことで、心豊かで健やかな育ちにつながる。また、児童、青少年期には、学校教育を中心としながらも、自らの興味・関心に沿って、社会性や自立心を育む様々な生涯学習活動にチャレンジしていくことが期待される。 小金井市では、子どもの権利を尊重し、乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や体験機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」を支援していく。		

令和6年度の目標【Plan】			
乳幼児とその保護者を対象とした学習メニューの提供をはじめ、子ども・青少年の居場所や体験機会の提供など、「0歳から始まる生涯学習」の支援に努める。			
令和6年度の取り組み【Do】			
- 家庭教育学級・思春期子育て講座の実施（市立小中学校 計 15 回） - 自然体験教室の実施（清里山荘 2 回 参加者 106 人） - 乳幼児向けおはなし会等の実施（図書館本館、東分室 18 回 参加者 344 人） - 子ども体験講座の実施（公民館緑分館 4 回 参加者 63 人）			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 家庭教育学級、思春期子育て講座については、各小中学校 PTA が様々な講座を企画し開催した。 おはなし会については、前年度以上の回数を開催するとともに、参加者も大幅に増加した。 子ども体験講座については、公民館事業評価シートでいずれの講座も満点の評価を得ている。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も引き続き、利用者の利用が定着するよう、また、新規参加者を増やすため、事業の情報を様々な方法で周知し、継続して実施していく。 また、参加者にアンケートを取るなどの方法で、市民のニーズを把握し、より満足度の高い事業の実施を目指す。

施策の柱 1-2	人生 100 年時代を楽しむ生涯学習 の推進～子どもから高齢者まで～	【担当：生涯学習課・ 図書館・公民館】
施策の説明		
医療の発達などに伴い、今後人生は 100 年時代を迎え、一人ひとりがこれまでの学び方や働き方をはじめ、リタイア後の生き方など、「生き方」を変化させていくことが重要になると予測されている。また、これまでのように、子どもから大人に向かって、就学、就職、リタイア、といった直線的なライフサイクルを描くだけでは、時代の変化に対応することが難しくなると考えられている。 子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合える「人生 100 年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館・公民館・スポーツ施設等をはじめ、市内の関係機関等と連携し、取り組む。		

令和 6 年度の目標【Plan】			
子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも学び合えるよう「人生 100 年時代を楽しむ生涯学習」の環境づくりに向けて、図書館・公民館・スポーツ施設等で各種施策の充実に取り組むとともに、市内の関係機関等と連携し、学びの推進を図る。			
令和 6 年度の取り組み【Do】			
・各種スポーツ教室・大会を開催し、市民のスポーツ振興に寄与した。 ・図書の貸出冊数…854,685 冊、団体貸出…延べ 221 団体、23,397 冊（学級文庫や地域団体等へ） ・幅広い年齢層に対して講演会や読書会等のイベントを開催（75 回、延べ参加者数 957 人） ・公民館菜園教室は自主活動を含め 43 回実施。			
令和 6 年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 スポーツ関連事業では、ほぼ予定どおり教室やイベントを開催することができ、多くの市民がスポーツを楽しむ機会を提供することができた。 図書館の貸出冊数については、減少したものの多い冊数を貸出している。また、団体貸出については、団体及び冊数ともに増加した。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	市民のスポーツへの関心を喚起し、市民のスポーツ実施に繋がるよう、多様な世代がスポーツに触れ学び合える環境づくりを推進する。図書館では読書につながるようなイベントも含め継続する。

施策の柱 1-3	共生社会における生涯学習の推進	【担当：生涯学習課・図書館・公民館】
施策の説明 小金井市では、平成 30 年 10 月に「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例」が施行され、生涯学習施策においても、共に学び生きる社会を目指した取組の推進が求められている。誰もが障がいについての理解を深め、また障がいなど自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流活動の推進を図る。また、年齢、性、国籍などに関わりなく、互いに理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や教室、交流機会の充実を図る。		

令和6年度の目標【Plan】			
誰もが自分の状況に応じた学習に取り組めるよう、学習と交流活動の推進を図るとともに、障がいの有無、年齢、性、国籍などに関わりなく、互いに理解し、尊重し合える社会の実現に向けて、各種講座や教室、交流機会の充実を図る。			
令和6年度取り組み【Do】			
・障がいのある人もない人もともに楽しめる「ポッチャ教室」及び「小金井ポッチャ大会」、障がい者スポーツ等が体験できるスポーツフェスティバルを開催した。 ・図書館ハンディキャップサービス…デージー図書を6タイトル、点字図書を3タイトル作成、宅配サービスを58件実施した。 ・公民館事業…青年学級は20回、生活日本語教室は41回実施。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 障がいのある人もない人もともに楽しめるスポーツや障がい者スポーツの普及啓発を通じ、共生社会の実現に向けた各種事業を実施することができた。 デージー図書、点字図書ともに一定の水準を維持した。宅配サービスの利用件数は減少した。（対面朗読については依頼がなかった。）
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も継続して障がいのある人もない人も楽しめるスポーツ（ユニバーサルスポーツ）や障がい者スポーツに触れ合えるよう機会を設け、共生社会の実現に向けた取組を進める。また、デージー図書、点字図書の作成を引き続き継続できるよう、作成を依頼しているボランティア団体と緊密な連携を図る。

施策の柱 1-4	「新しい日常、新しい生活様式」を 踏まえた学びの推進	【担当：図書館・ 公民館】
施策の説明 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、これまでのような形式での講座・教室の開催が難しくなる中、オンラインを活用した学習機会や学習情報の提供が必要となっている。 また、オンラインによる学習は、時間や場所を気にせず取り組める一方、機器の利用に不慣れな方には、基本的な操作方法などを学んだり、相談する機会も必要である。 誰もが、いつでも、どこでも安心して学習に参加できるよう、ＩＣＴを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、様々なニーズに合わせた学習相談の場の充実を進める。		

令和6年度の目標【Plan】			
誰もが、いつでも、どこからでも安心して学習に参加できるよう、ＩＣＴを活用しながら多様な学習機会や学習情報を提供するとともに、学習の場の充実を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
・図書館では電子書籍サイトの更新を行い、電子書籍の利用について利用者に促した。電子書籍の貸出は、9,320 タイトルとなった。 ・公民館では全館に設置した Wi-Fi 設備について、安定した利用を促すと共に、講座での活用等を実施			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 電子書籍のタイトルは、前年度と比較すると減少したが、一定の水準は確保できた。 公民館では、遠隔からの講義等、配信機材を活用した講座を拡充した。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	・図書館では、引き続き電子書籍の利用周知を広く市民へ実施する。 ・公民館では、Wi-Fi 環境の充実について、今後も検討を行う。

基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

施策の方向性2 地域と共につくる生涯学習

「地域学校協働活動」の実施や「コミュニティ・スクール」の設置といった新たな学校と地域連携の仕組みを活かしながら、これまで培われた地域の力を結集し小金井市らしい生涯学習活動の展開を図る。また、生涯学習を通じて、地域課題の解決に向けた学習や人材育成を行い、地域づくりを推進する。

また、市民一人ひとりがそれぞれの興味・関心に沿った学びを自由に展開するとともに、学びの成果を活かせるよう、発表や活用機会の充実を図る。

そして、地域の社会教育関係団体・スポーツ団体や大学・NPO法人などとの連携を通じて地域の豊かな活動を支援するとともに、市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図る。

《施策の方向性2の指標》

	計画策定時	目標 (令和7年度)
地域学校協働活動事業の実施校	1校 (令和2年度)	14校
放課後子ども教室の開催回数	837回 (令和元年度)	1,500回
週に1回以上スポーツを実施している市民の割合	52.6% (令和元年度)	65.0%

《現状値》

	令和6年度	前年度 (令和5年度)
地域学校協働活動事業の実施校	14校	13校
放課後子ども教室の開催回数	1,541回	1,566回
週に1回以上スポーツを実施している市民の割合	54.6%	52.1%

施策の柱 2-1	学校・地域が連携した生涯学習活動の推進	【担当：生涯学習課】
施策の説明 小金井市では、「コミュニティ・スクール」制度の導入や「地域学校協働活動」の取組の開始など、学校と地域が連携した学習活動を推進している。 今後は、市内の全公立小・中学校において「コミュニティ・スクール」制度の導入や「地域学校協働活動」に取り組むことを目標とし、また、こうした新たな学校と地域連携の仕組みを活かしながら、小金井市らしい生涯学習活動の展開を図る。		

令和6年度の目標【Plan】			
市内の全公立小中学校において「コミュニティ・スクール」制度の導入とともに「地域学校協働活動」に取り組み、子どもたちの放課後の居場所づくりの充実に向け、学校と地域が連携した生涯学習活動の推進を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
・地域学校協働活動本部の設置…14校 ・地域未来塾の実施…12校（実施回数633回 延べ参加人数 10,920人） ・放課後子ども教室の実施…1,541回（令和5年度 1,566回）延べ参加人数 131,909人）			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 市内小中学校において、地域コーディネーターを中心に特色のある地域学校協働活動が行われた。 放課後子ども教室について、開催数は空き教室の減少や天候、熱中症アラート等で微減となったが、参加人数は増となった。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☒ 拡充 ☐ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	公民館とも連携し、学校と、地域で活動している社会教育団体等がつながる仕組みづくりを構築していく。 子どもの放課後の居場所の充実を図るため、放課後子ども教室を、全校で安定して平日週5回開催する。

施策の柱2-2	学びの継続と成果の活用の推進	【担当：生涯学習課・公民館】
施策の説明		
学びは、年代に関わりなく、人生に豊かさをもたらすだけでなく、何かを教える側に立つことで、新たな発見や出会いも生まれている。 また、学習の成果は、自分のためだけでなく、身近の人や地域のために活かすことで、コミュニティ全体の活性化につながる。 今後は、市民一人ひとりがそれぞれの興味・関心に沿った学びを自由に展開するとともに、学びの成果を活かせるよう、発表や活用機会の充実を図る。		

令和6年度の目標【Plan】			
市民の自主的な学びや学びを継続するための取組を行うとともに、市民が学習の成果を活かし、また身近な人や地域のために還元できるよう、学習成果の発表や活用機会の充実を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
・まなびあい出前講座の実施…23回 参加人数331人 ・利用団体のつどい（公民館まつり）の実施			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 まなびあい出前講座は、申込件数、参加人数とも回復傾向にあるが、コロナ前の水準には戻っていない。 利用団体のつどいは各館とも公民館利用団体の熱意が感じられる事業となった。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえ、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	まなびあい出前講座については、各担当部署に提供できる講座の内容を照会し、必要に応じて更新してもらうとともに、積極的に制度の広報、活用の拡充を図る。 利用団体のつどいについては、利用団体の高齢化等に伴う参加数減を極力なくすよう、未参加団体への呼びかけを精力的に行う必要がある。

施策の柱2-3	地域団体や学校との連携による学びの推進 【担当：生涯学習課・図書館・公民館】
施策の説明	
小金井市には、様々な社会教育関係団体、スポーツ団体がそれぞれの分野で活動しているのをはじめ、数多くの大学やNPO法人など、専門性の高い活動が活発に展開されている。 今後も、こうした地域の豊かな活動主体の活動を支援するとともに、連携を通じて市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図る。	

令和6年度の目標【Plan】			
社会教育関係団体、スポーツ団体及び大学やNPO法人など、地域の豊かな活動主体の活動を支援するとともに、連携を通じて市民の多様な学習ニーズに応じた学習機会の充実を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
・社会教育関係団体等への後援の実施…151件 ・NPO法人黄金井倶楽部に対し、財政的な援助、活動場所の提供、スポーツ事業の委託等を実施…各種事業参加者数 15,834人 ・図書館では大学図書館利用カードの利用が再開され、東京農工大学図書カード 157件、東京経済大学図書館利用カード 153件、他大学図書館利用のために紹介状を5件発行した。また、中学生の職場体験、高校生の校外学習等、延べ23人を受け入れた。 ・公民館では東京学芸大学、東京農工大学と連携した成人大学講座の開催、包括連携協定団体の講座開催等を実施した。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 総合型地域スポーツクラブ「NPO法人黄金井倶楽部」への支援を通じ、スポーツに関する多様なニーズに対応した事業を開催した。 大学図書館の学外利用の緩和がなされたことにより、利用者は増加傾向にあるとともに、体験学習の場として受け入れができた。 成人大学講座は従前大学構内で実施しているが、構内利用制限等により公民館での開催としている。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	今後も継続してスポーツ関連団体の育成及び支援を行うとともに、指定管理者などの民間事業者や小金井市にゆかりのあるクラブチーム・アスリートとの連携を進め、学習機会の充実を図る。 図書館では引き続き市内大学と連携し、市民の大学図書館利用を促進するとともに、体験学習の場としても受け入れを実施する。 公民館では成人大学講座について、大学以外との連携も視野に事業の見直しを行う。

施策の柱2-4	郷土の歴史や芸術・文化に親しむ 機会の充実 【担当：生涯学習課】
施策の説明	
小金井市は、史跡や文化財、郷土芸能をはじめ、数多くの郷土資源に恵まれている。こうした地域の歴史と文化を記録・保存するだけでなく、身近に触れ親しみながら、次世代に継承していくことが重要である。 今後は、郷土文化に関する情報発信の充実を図るとともに、身近に親しむ機会づくりを進める。	

令和6年度の目標【Plan】			
史跡や文化財及び郷土芸能をはじめとした数多くの郷土資源を活用し、伝統文化や芸能の継承をはじめ、郷土文化に親しむ機会づくりの充実に努める。			
令和6年度の取り組み【Do】			
・名勝小金井（サクラ）名勝指定 100 周年記念事業 ・「市史編纂資料第64編」の刊行 ・市内小学校における学芸員職員による出前授業の実施 ・小平市と共催での文化財めぐりの実施			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	「名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念事業」については、多くの市民・市内団体・事業者・庁内各部署等のご協力を得て、記念式典をはじめとした計70以上もの事業を展開することができ、市民等への啓発に大きく寄与したことは大きな成果と言える。 一方、本年度より学識経験者による検討委員会の立ち上げを予定していた「無形民俗文化財（江戸糸あやつり人形）調査業務」に係る本格調査は、準備不足もあり事業の延伸止む無しとなった。調査体制の再構築と合わせて、東京都や文化庁、文化財保持団体とのより密な連携を図る必要がある。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	令和7年度は、これまでの取組状況への反省点を整理した上で、「無形民俗文化財（江戸糸あやつり人形）調査業務」を進めていく1年となる。 また、令和6年度に綿密に実施した「名勝小金井（サクラ）名勝指定100周年記念事業」によって高まった文化財行政への市民の関心を一過性のものとしないうための新たな事業展開に取り組むほか、ソフト面、ハード面の両面において文化財センターのあり方についての考え方を整理し、文化財の適正な保護に資する必要がある。

基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興

施策の方向性3 生涯学習のネットワークづくり

地域の多様な活動を支える人材育成に向けた支援を行うとともに、活動の活性化に向けた連携など環境整備を図る。

また、誰もが身近な場所で多様な生涯学習活動を展開できるよう、図書館・公民館・スポーツ施設等の充実を図るとともに、生涯学習情報の集約・発信等を行う生涯学習センター機能の充実を図る。

そして、生涯学習に関する必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法を工夫するとともに、関係機関・団体等と連携し、気軽に相談できる体制の充実を図る。

《施策の方向性3の指標》

	計画策定時	目標 (令和7年度)
生涯学習に関わる小金井市公式 X (旧ツイッター) のフォロワー数	790 件 (令和3年1月)	950 件
社会教育関係団体数	105 団体 (令和元年度)	130 団体
図書館の登録者数	38,161 人 (令和元年度)	40,000 人
公民館の使用団体数	1,660 団体 (令和3年1月)	1,735 団体

《現状値》

	令和6年度	前年度 (令和5年度)
生涯学習に関わる小金井市公式 X (旧ツイッター) のフォロワー数	2,239 件	1,929 件
社会教育関係団体数	83 団体	108 団体
図書館の登録者数	36,700 人	35,782 人
公民館の使用団体数	1,936 団体	1,859 団体

施策の柱3-1	支援者の人材育成とコーディネーター機能の充実 【担当：生涯学習課・図書館・公民館】
施策の説明	
地域では、様々な団体・グループが地域活動や学習活動を展開しているが、活動を活性化させるために、多様な人材が興味をもち、関わっていくことが重要である。また、活動をけん引するリーダーの育成も必要となる。 活動を支える人材の育成に向けた支援を行うとともに、活動のための環境整備を図る。また、市外の様々な機関、施設等との広域連携の推進を図る。	

令和6年度の目標【Plan】			
地域で生涯学習活動を支える地域人材の育成を図るとともに、活動をけん引するリーダーの育成に努める。また、施設の相互利用など、近隣市との交流・連携や、友好都市と文化交流など、市外との広域連携の推進を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
・（国分寺市、小平市、小金井市、東京学芸大学連携事業）ボランティアセミナーの開催…16回 延べ参加者数537人 ・地域のスポーツ事業に係る連絡調整及びスポーツの実技指導等を担う「小金井市スポーツ推進委員」を育成するため、研修機会の提供や各種研修会への参加を促した（参加者延べ76人）。また、研修会等で得た技能や知識を活用する機会として、「ポッチャ教室」「小金井ポッチャ大会」を開催するとともに、「東京都市町村ポッチャ大会」に推進委員を派遣した。 ・音訳講習会の実施（5回）、おはなし会ボランティア向けのスキルアップ講座の実施（参加者9人） ・委託事業者による図書館公民館の連携事業（17回）、包括連携協定による講座実施（1回）、事業協力を行った。			
令和6年度自己評価【Check】			
A	A	達成している	評価の理由 スポーツの各種イベントにおいて、スポーツ推進委員が指導や審判などを務め、研修会で得た技能・知識を活用した。 音訳講習会は前年度より減ったものの一定の成果を得られた。 包括連携協定による講座実施について、新たな公民館事業の方向性を示すことが出来た。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	引き続き研修機会の提供や各種研修への参加を促すとともに、市民が研修会等で得た技能や知識を活用する機会を確保する。 ハンディキャップサービスやおはなし会を担う人材の育成とフォローアップについても引き続き実施する。 公民館は、今後実践可能な幅広分野での講座を実施できるよう検討を行う。

施策の柱3-2	社会教育施設等の活用の推進	【担当：生涯学習課・ 図書館・公民館】
施策の説明		
様々な社会教育施設が市内各所に設置され、目的に応じて市民に利用されている。 今後も、身近な場所で多様な生涯学習活動を展開できるよう、図書館・公民館・スポーツ施設等の充実を図るとともに、学習活動に関する情報を入手したり、協働による学習活動が実現するよう生涯学習センター機能の充実を図る。		

令和6年度の目標【Plan】			
図書館や公民館、スポーツ・レクリエーション施設などの既存の社会教育施設等の有効活用を図り、施設・設備の適切な維持管理、整備充実に努める。また、生涯学習に関する情報の収集及び発信などの生涯学習センター機能の整備の推進を図る。			
令和6年度の取り組み【Do】			
- 多くの市民が社会教育施設を継続して利用できるよう、個別施設計画等に基づき、施設の修繕や計画的な改修工事、修繕等を実施した（清里山荘防火扉修繕、文化財センター給排水設備等改修工事、総合体育館エレベーター等改修工事、図書館本館の書架レイアウト変更及びLED化）。 - 文化財センター…企画展「小金井桜と武蔵小金井駅」及びセンター通信「40本の小金井桜」等で新資料の紹介・調査成果を発信した。 - 市役所第二庁舎7階生涯学習コーナーに官公庁、教育機関、地域団体等の社会教育・生涯学習に関する案内等を配架した。（87件）			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 - 清里山荘利用者数…10,451人 - スポーツ施設（総体・栗山・上水・テニス）利用者数…407,445人 - 文化財センター利用者数…3,235人 - 図書館利用者数（資料の貸出を行った方）231,093人となり前年度より増加した。 - 公民館登録団体数…1,936団体 - 各社会教育施設において、利用者を増やす取り組みを継続して行っていく必要がある。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	市民が社会教育施設を安心して快適に利用できるよう、各施設の修繕を計画的に実施する。 文化財センターは、収蔵資料の適正管理及び関心と呼び込む工夫や検討が必要である。図書館は、貸出冊数、利用者数ともに減少したが、利用しやすい環境整備や、引き続き読書を楽しむ利用が増えるよう講演会や読書会等も継続して実施する。公民館は、社会教育活動以外の利用の取扱いや、有料化に向けた適正な団体登録のあり方等を検討する必要がある。

施策の柱3-3	情報発信・相談体制の充実	【担当：生涯学習課・図書館・公民館】
施策の説明		
生涯学習に関する情報が世代など状況に応じて得やすい形で提供されることが重要である。生涯学習を既に行っている人も、これから行おうとする人も、必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法の工夫と充実を図る。 また、市民や団体の、様々な学習や生活上の不安・悩みの解決に向けて、気軽に相談できるよう、関係機関・団体等と連携し、相談体制の充実を図る。		

令和6年度の目標【Plan】			
生涯学習に関する必要な情報が手軽に入手できるよう、情報発信場所や発信方法の工夫と充実を図る。また、市民や団体の、様々な学習や生活上の不安・悩みの解決に向けて、気軽に相談できる体制づくりを推進する。			
令和6年度の取り組み【Do】			
・図書館レファレンスサービス（調べもの支援）…9,661 件対応 ・公民館パソコン相談室…本館、貫井南分館において合計 57 回実施、また、IT ボランティア主導による市民向け講座を実施。			
令和6年度自己評価【Check】			
B	A	達成している	評価の理由 ・図書館では、講座、講演会、読書会等開催する際には、ホームページ更新と同時に X（旧ツイッター）への投稿を行っている。 ・図書館のレファレンスサービスは、簡易な資料検索も含め積極的に対応している。 ・引き続き、ホームページ等の情報発信を工夫して行っていく必要がある。
	B	概ね達成している	
	C	達成したとはいえず、改善する必要がある	
	D	達成できていない。又は事業に着手できていない。	

今後の事業展開	改善策【Action】
☐ 拡充 ☒ 継続（現状維持） ☐ 見直し（手法等） ☐ 廃止（縮小）	生涯学習に関する情報を、引き続きホームページの更新と併せ、X（旧ツイッター）でも発信する。 図書館のレファレンスサービスも、資料を探している利用者への声掛けを含め、継続して実施する。 公民館のパソコン相談室及び ICT 講座については、引き続き利用者のニーズに対応した事業実施を図る。

令和7年度 点検及び評価に係る学識経験者の意見

小金井市教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項及び小金井市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施に関する要綱に基づき、令和7年度（令和6年度評価分）における小金井市教育委員会の点検及び評価を実施するに当たり、学識経験者から御意見をいただきました。

喜多 明人委員（早稲田大学 名誉教授）

はじめに

本意見は、令和7年度が第3次小金井教育プラン、第4次小金井市生涯学習推進計画の最終年に当たることから、本意見がプランの総括的な意見にとどまらず、第4次小金井教育プラン、第5次小金井市生涯学習推進計画を策定する際の参考意見とされることを想定している。さらに言えば、次期プランの策定に当たっては、こども基本法（令和5年4月施行）、こども大綱（令和5年12月閣議決定）による政策転換のもとで、大幅な改訂作業が見込まれていることをも考慮した。

以下、①点検・評価全体にかかわる意見、②学校教育に関する意見、③生涯学習に関する意見を述べる。

第1 点検・評価全体にかかわる意見

- 1) 点検・評価報告書は、表記上、＜子供、こども、子ども＞等の不統一がみられる。政策を転換する節目の時期にふさわしく、こども基本法に合わせて「こども」という表記に統一すべきではないか。
- 2) こども基本法11条では、子ども施策全般の評価（策定・実施）における子ども（保護者）の意見反映を義務付けている。今後の教育施策の点検・評価に関しても、子ども（保護者）の意見の聴取と反映への具体的な措置が求められるのではないかと。

第2 学校教育に関する意見

- 1) 「主要事業1 人権教育に係る教員研修の実施」に関しては、子どもの権利の問題を、ジェンダー、障がい、外国ルーツ等と同等の「人権」問題の1つとして捉えるだけでなく、教員が日常子どもと向き合う姿勢の変化をとらなう子どもの権利研修が必要ではないか。少なくとも、生徒指導提要の改訂（令和4年12月）で明示された生徒指導を担当する教員等の必須教養、すなわち子どもの権利条約の一般原則（差別禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達保障、意見表明・参加権保障）を含む教員の権利研修が行われてしかるべきである。

- 2) 「主要事業 3 いじめ・不登校に関する対策」に関して、「いじめ・不登校」をセットにした対策名を見直すべきではないか。少なくとも、不登校は「問題行動」ではなく、自分らしく学ぶための多様な学びの場、自分らしく生きるための居場所を奪われた子どもの権利保障の問題としてとらえ直すべきではないか。
- 3) 「別室登校」支援等は、文科省 COCOLO プランで推進されてきた「校内教育支援センター」（実質的な「校内フリースクール」）に置き換えていくべきである。その場合は、校内の新たな子どもの居場所となるように、スクールソーシャルワーカーの配置または支援員等の配置に努める。（特別支援で名称化される予定の「教育支援センター」との混乱を避けるべきである）

第 3 生涯学習に関する意見

- 1) 学校外の普通教育への公的支援を定めた「普通教育機会確保法」（平成 28 年 12 月）のもとで、不登校の子どもの多様な学びの確保は、今後、学校外の普通教育を担当する生涯学習部局（社会教育）に移すことがふさわしいと思われる。
- 2) 子どもの「社会貢献」（基本方針 1）、地域の再生への貢献を期待して、子どもたちの地域参加、まちづくりへの参加を促進していくことが大切である。そのために、地域施設としての児童館、公民館、図書館、地域運営学校（コミュニティースクール）などの運営への子ども参加を求めたい。とくに児童館等に子ども参加の拠点となる子ども会議等を設けていくことも検討に値する。
- 3) 上記の子どもの意見表明、社会参加には、おとなの支援が必要である。厚労省が制度化したアドボケイト（意見表明支援員）の養成と研修に努めてほしい。

以上

伊藤 秀樹委員（東京学芸大学 准教授）

学校教育事業についても生涯学習施策についても、主要事業のすべてで自己評価に A・B がつけられるような取り組みが行われていて、非常に多岐にわたる取り組みが目標に沿った形で真摯に行われていることを感じた。

そのことを前提としたうえで、令和 7 年 7 月 24 日に開催された点検・評価等会議では、基本方針や主要事業についてさまざまな質問をさせていただいた。その際の質疑応答をふまえて、ここでは以下の 3 点を意見として述べさせていただく。

1 点目は、学校教育事業の基本方針に関して、取り上げられている現在の指標では、各基本方針の達成状況が十分に測れていないということである。たとえば、p.13 で基本方針 1 『人権尊重の精神』と『社会貢献の精神』の育成』の指標として取り上げられている 3 つの指標では、子どもたちに人権尊重の精神が育まれたのかは捉えられない。既存の調査の質問項目が指標として適切でないのであれば、小中学校での学校評価アンケートに新たな設問を入れてもらうなど、別の方策を考える必要があるように思う。質疑応答では、現在「第 4 次明日の小金井教育プラン」を策定中で、そちらの議論に反映していただけるとのことなので、今後の展開に期待したい。

2 点目は、小中学校で望まない形で不登校になる子どもを少なくするような未然防止の取り組みを強化してもよいのではないかとということである。不登校の子ども向けの多様な学びの場の充実は重要なことであるし、質疑応答では、「笑顔いっぱい、わくわくいっぱい」をテーマとした学校教育活動の推進や、学校を月 5 日欠席した児童生徒の個人指導ファイルの作成といった取り組みについて説明があった。しかし、社会的な潮流として不登校の子どもがこれからも増加する可能性を考えると、学校がより居心地のよい場所になるよう、多様性が尊重される学校・学級づくりや、SOS が出しやすくなる環境づくりなど、より多角的な未然防止の取り組みも同時に必要になるのではないかと考える。

3 点目は、図書館からの情報発信をより効果的に行うことはできないかということである。電子書籍の利用や大学図書館利用カードの発行など、図書館では多様な取り組みが行われている。しかし、月刊こうみんかんが月 1 回発行され住民に回覧される公民館に比べると、図書館に関する情報はやや住民に届きにくい状況にあるように感じている。図書館からの情報発信が住民に届けば、貸出冊数の増加など、さまざまな活動の充実につながるのではないかと考える。

田中 里実委員（青山学院大学 准教授）

【学校教育】

基本方針 1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成、2「個性」と「創造力」の伸長、3「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立、の三つに対して八つの具体的施策が定められ、学校教育の充実に向けた具体的で幅広い取り組みが展開されていることを確認した。その上で次の二点について質問・意見をした。

1. 施策 1「人権教育の推進」にかかる主要事業 2「いじめ防止対策推進条例の周知と運用」に関して

自己評価が「B」となっていることについて、その評価根拠について質問した。それに対して各学校にいじめを初期段階から拾っていくことの重要性を周知徹底している状況や、いじめの認知件数の報告を市独自に毎月各校に求め把握していることについて説明があり、その状況をもとにさらなる組織対応の充実の必要性を感じているとの返答を得た。いじめはその定義に基づき確実に把握し、早期対応をしていくことが重要であると考え。またそれを教員一人が抱え込むことなく組織として対応していくことも重要である。小金井市はそのような点を踏まえ、初期段階での把握体制を教育委員会が主導して構築し、まずは明るみに出して対応の土台にのせていく風土づくりを進めていることが十分に理解できた。このような評価根拠やそこにかかる具体的取り組みについても可能な範囲で公表していくとなお良いように感じると意見を述べた。誰もがその人権を尊重され学んでいくことのできる学校環境の整備に向けて、また対応する教職員が抱え込むことなく安全感をもって問題に取り組んでいける体制の構築に向けて、具体的取り組みがますます推進されていくことを望む。

2. 施策 4「特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の充実」にかかる主要事業 10「（仮称）教育支援センターの設置」について

他機関との連携状況に関わって就学前の支援機関との連携状況やシステムについて、また「読み書き困難等支援員」の支援内容や配置状況等について質問し、回答を得た。特別な支援を必要とする児童・生徒は増加傾向にあり、その背景も複雑化している状況がある。現在は幼児期の早期発見・早期支援体制が充実してきており、就学前に福祉サービスを利用しているケースや地域保健の中で支援を受けているケース、あるいは保育・幼児教育施設において支援の必要性が把握されているケースも多いことが想定される。「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(文部科学省、2023)においても、幼児教育施設および小学校が母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携を強化していく必要性が示されており、教育委員会が所管する機関以外とのスムーズな連携体制についても引き続き整備を検討していくことが重要であると考え。また読み書き困難等支援員の配置については独自の意義のある取り組みと感じた。今後も学校現場のニーズに応じた配置が進んでいくことを望む。

【生涯学習】

基本方針 4「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興に対して、11の具体的施策が展開されており、年齢、性、国籍等にかかわらず市民誰もが生涯学習に親しめる環境を、市民と協同して構築していくことが目指されていることを確認した。以下一点について質問・意見をした。

1. 施策の方向性 1「誰もが生涯学習に親しむ環境づくり」にかかる施策の柱 1-1「0歳から始まる生涯学習」について

施策の柱 3-3「情報発信・相談体制の充実」にもかかる部分として、親子向けの生涯学習に関する情報の発信場所と方法について質問した。情報が掲載された市報の全戸配布、ホームページ、イベントごとのチラシの掲示等により周知がなされているとの返答を得て、さまざまな媒体で市民全体に周知がなされていることを理解した。子育て中の家庭においては、物理的、精神的な余裕のなさからそのような情報を主体的に収集することが難しい時期があったり、初めて利用する場合には不安感があったりすることも少なくないと考えられる。さまざまな状況の親子が情報にアクセスしやすくなったり関心がもちやすくなったりするよう、必要に応じて保育・教育施設や子育て支援にかかる機関での掲示や周知をより充実させていけるとよいように感じると意見をした。子どもにとって“遊び”が“学び”であり、「0歳から始まる生涯学習」というテーマはとても魅力的だと感じる。子どもがたくさん遊び、知ることや挑戦することの楽しみを感じながら育っていけるよう、ますますこの取り組みが発展していくことを願っている。

参考資料

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 小金井市教育委員会の事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施に関する要綱（平成 21 年 10 月 28 日制定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることを目的とする。

（実施方法）

第 2 条 点検及び評価は、小金井市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策（毎年度策定）を対象とする。

2 点検及び評価は、前年度の施策及び事業の進ちょく状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度 1 回実施する。

3 教育委員会は、前年度の施策及び事業の進ちょく状況等を取りまとめ、次条の点検及び評価に関する有識者の意見を聴取した上で、点検及び評価を行うものとする。

（点検及び評価に関する有識者）

第 3 条 教育委員会は、点検及び評価を行うに当たり、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検及び評価に関する有識者（以下「有識者」という。）を置く。

2 有識者の定数は、3 人以内とする。

3 有識者は、教育に関して学識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 有識者に欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会報告及び公表)

第4条 教育委員会は、点検及び評価に関する報告書を作成して小金井市議会へ提出するとともに、公表するものとする。

(庶務)

第5条 点検及び評価の実施に関する庶務は、学校教育部庶務課において行う。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月28日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年度に実施する点検及び評価に限り、第2条第1項中「小金井市教育委員会の基本方針に基づく主要な施策（毎年度策定）」とあるのは、「小金井市教育委員会の基本方針に基づく学校教育の指導目標、社会教育の目標」とする。

3 令和6年度教育委員会運営状況

(1) 会議

定例会 12 回

(2) 教育長及び委員

委員名	任 期	備 考
大熊 雅士 (教育長)	自 6.10.1 至 9.9.30	6.10.1 再任
浅野 智彦 (教育委員)	自 3.7.11 至 7.7.10	教育長職務代理者
小山田 佳代 (教育委員)	自 6.12.1 至 10.11.30	6.12.1 再任
佐島 規 (教育委員)	自 4.4.1 至 8.3.31	
穂坂 英明 (教育委員)	自 4.4.1 至 8.3.31	

(3) 定例会の審議事項

会 議 名 年 月 日	審 議 事 項	
第 4 回 定 例 会 6.4.9	代 処 第 7 号	小金井市学校運営協議会委員の解嘱に関する代理処理について
	代 処 第 8 号	小金井市学校運営協議会委員の委嘱に関する代理処理について
	議案第13号	小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について
	報 告 事 項	1 令和6年第1回小金井市議会定例会について 2 令和6年度学級編制について 3 寄附の収受について 4 教育課程の届出報告について

		5 小・中学校教育管理職及び教員の異動について 6 小金井市緑センターの委託の開始について 7 公民館緑分館野外調理場について 8 その他 9 今後の日程
第 5 回 定 例 会 6.5.14	代 処 第 9 号 代 処 第 10 号 議案第 14 号 議案第 15 号 協 議 第 2 号 報 告 事 項 代 処 第 11 号	小金井市社会教育委員の解嘱に関する代理処理について 小金井市社会教育委員の委嘱に関する代理処理について 小金井市図書館協議会委員の解嘱について 小金井市図書館協議会委員の委嘱について 第2次小金井市スポーツ推進計画に係る諮問について 1 小金井市教育委員会後援名義使用等について 2 学級編制状況等の確定について 3 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について 4 その他 5 今後の日程 職員の分限処分に関する代理処理について
第 6 回 定 例 会 6.5.28	議案第 16 号 議案第 17 号 議案第 18 号 報 告 事 項	教育委員会事業場安全衛生委員会委員の任命につて 小金井市学校運営協議会委員の解嘱について 小金井市学校運営協議会委員の委嘱について 1 令和5年度小金井市立小・中学校の不登校児童・生徒数について 2 小学校オーケストラ鑑賞教室について 3 中学校合唱鑑賞教室について 4 公民館緑分館野外調理場の再開について 5 その他 6 今後の日程
第 7 回 定 例 会 6.7.9	代 処 第 12 号 議案第 19 号 報 告 事 項	小金井市スポーツ推進委員の委嘱に関する代理処理について 小金井市公民館企画実行委員の委嘱について 1 令和6年第2回小金井市議会定例会について 2 学校給食費の補助について 3 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について 4 水泳指導の外部委託について 5 令和5年度文部科学省「次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進事

		業」について 6 「教育データのクロス分析による学級経営の改善・学力向上」に関するウェビナーについて 7 その他 8 今後の日程 議案第20号 職員の分限処分について
第8回 定例会 6.7.30	議案第21号 報告事項 議案第22号	令和7年度使用中学校教科用図書の採択について 1 その他 2 今後の日程 職員の人事異動について
第9回 定例会 6.8.27	議案第23号 議案第24号 議案第25号 報告事項	令和6年度小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 令和7年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について 小金井市公民館企画実行委員の委嘱について 1 小金井市いじめ防止基本方針の改定について 2 令和6年度海の移動教室について 3 その他 4 今後の日程
第10回 定例会 6.10.10	協議第3号 報告事項 代処第13号	教育に関する事務に係る予算に対する意見について 1 令和7年度新入学児童・生徒について 2 指定校変更の運用について 3 市立小中学校給食無償化について 4 令和6年度林間学校について 5 その他 6 今後の日程 職員の分限処分に関する代理処理について
第11回 定例会 6.11.12	議案第26号 報告事項	小金井市総合体育館及び小金井市栗山公園健康運動センターの指定管理者の指定に関する議案の提出依頼について 1 令和6年第3回小金井市議会定例会について 2 不登校児童・生徒の状況について 3 その他 4 今後の日程

第 1 2 回 定 例 会 6.11.26	選 第 1 号 報 告 事 項 議案第 2 7 号 議案第 2 8 号 議案第 2 9 号	小金井市長期計画審議会委員の推薦について 1 名勝小金井（サクラ）名勝指定 1 0 0 周年記念式典について 2 その他 3 今後の日程 職員の分限処分について 職員の分限処分について 職員の分限処分について
第 1 回 定 例 会 7.1.14	議 案 第 1 号 議 案 第 2 号 議 案 第 3 号 報 告 事 項 代 処 第 1 号 代 処 第 2 号 代 処 第 3 号 代 処 第 4 号 代 処 第 5 号 代 処 第 6 号 代 処 第 7 号	小金井市教育委員会の教育目標、基本方針及び令和 7 年度教育施策について 小金井市いじめ防止基本方針の一部改定について 令和 7 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択（追加分）について 1 令和 6 年第 4 回小金井市議会定例会について 2 その他 3 今後の日程 職員の退職に関する代理処理について 職員の分限処分に関する代理処理について 職員の退職に関する代理処理について 職員の退職に関する代理処理について 職員の分限処分に関する代理処理について 職員の退職に関する代理処理について 職員の分限処分に関する代理処理について
第 2 回 定 例 会 7.2.12	報 告 事 項 代 処 第 8 号 議 案 第 4 号 議 案 第 5 号	1 小金井市教育委員会の令和 7 年度教育施策について 2 令和 6 年度小金井教育の日について 3 「こがねい電子図書館」の中学校ノートパソコンへの導入について 4 その他 5 今後の日程 職員の分限処分に関する代理処理について 校長・副校長の任命（転任・新任）に係る内申について 職員の分限処分について
第 3 回 定 例 会 7.3.25	議 案 第 6 号 議 案 第 7 号 議 案 第 8 号 議 案 第 9 号	小金井市教育委員会職員タイムレコーダー使用規程の一部を改正する規程 小金井市立小・中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 小金井市学校運営協議会委員の委嘱について 小金井市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委

	報 告 事 項 議案第 1 0 号 議案第 1 1 号	嘱について 1 令和7年第1回小金井市議会定例会について 2 令和6年度小金井市教育委員会児童・生徒表彰について 3 令和6年度働き方改革のまとめ及び令和7年度働き方改革の計画について 4 その他 5 今後の日程 6 令和7年度小金井市立校長・副校長の人事異動について 職員の分限処分について 職員の人事異動について
--	--	---

4 令和6年度 小金井市立小・中学校 学校行事・連合行事等日程表

番号	行事等	一小	二小	三小	四小	東小	前原小	本町小	緑小	南小	一中	二中	東中	緑中	南中	
1	海の移動教室(小5年)	5/20(月)	5/21(火)	5/22(水)	5/27(月)	5/28(火)	6/3(月)	6/4(火)	6/5(水)	6/6(木)						
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓						↓
		5/21(火)	5/22(水)	5/23(木)	5/28(火)	5/29(水)	6/4(火)	6/5(水)	6/6(木)	6/7(金)						
2	林間学校(小6年)	8/1(木)	7/28(日)	8/6(火)	7/30(火)	8/8(木)	7/25(木)	7/21(日)	8/4(日)	7/23(火)						
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓						↓
		8/3(土)	7/30(火)	8/8(木)	8/1(木)	8/10(土)	7/27(土)	7/23(火)	8/6(火)	7/25(木)						
3	山の移動教室(中2年)											9/12(木)	9/17(火)	9/24(火)	9/19(木)	9/26(木)
↓	↓											↓	↓	↓		
4	修学旅行(中3年)											9/14(土)	9/19(木)	9/26(木)	9/21(土)	9/28(土)
												9/22(日)	9/1(日)	9/20(金)	8/29(木)	10/13(日)
												↓	↓	↓	↓	↓
5	特別支援学級移動教室	梅の実6/13(木)～6/14(金)・さくら10/30(水)～10/31(木)・ひまわり11/14(木)～11/15(火)										G組7/1(月)～7/3(水)・6組7/10(水)～7/12(金)				
6	小学校オーケストラ鑑賞教室	5/24(金) (武蔵野市民文化会館)														
7	中学校合唱鑑賞教室															
8	連合音楽会	11/28(木)～11/29(金) (小金井 宮地楽器ホール)														
9	連合作品展	1/24(金)～1/28(火) (小金井 宮地楽器ホール)														
10	小金井教育の日	2/5(水) (小金井 宮地楽器ホール)														
11	始業式・入学式	始業式・入学式4/8(月)														
12	修了式	修了式3/24(月)										修了式3/25(火)				
13	卒業式	卒業式3/25(火)										卒業式3/19(水)				
14	周年行事						2/21(金)					10/25(金)	11/22(金)			
15	研究発表会												1/31(金)		1/17(金)	
16	体育的行事	運動会	運動会	運動会	運動会	運動会	運動会	運動会	体育科発表会	運動会	運動会	運動会	運動会	体育会	体育大会	
		10/12(土)	10/19(土)	10/19(土)	10/26(土)	10/19(土)	10/19(土)	10/12(土)	5/18(土)	10/19(土)	6/1(土)	6/1(土)	6/1(土)	6/1(土)	5/25(土)	
17	文化的行事	学習発表会	学習発表会	展覧会	展覧会	音楽会	けやき祭	展覧会	みどり展	学習発表会	文化発表会	音楽祭	合唱コンクール	文化発表会	合唱コンクール	
		11/16(土)	11/22(金)	11/15(金)	2/20(木)	11/22(金)	11/14(木)	11/8(金)	11/13(木)	11/23(土)	10/21(月)	10/8(火)	10/28(月)	10/15(火)	10/23(木)	
			11/23(土)	11/16(土)	2/21(金)	11/23(土)	11/15(金)	11/9(土)	11/14(木)							
					2/22(土)		11/16(土)		11/15(金)							
									11/16(土)							

**小金井市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書**

令和7年8月発行

編集・発行 小金井市教育委員会

**小金井市教育委員会事務局
小金井市前原町三丁目41番15号
☎ 042-387-9872**